

第百五十一回国参議院法務委員会會議録第十三号

平成十三年六月十四日(木曜日)
午後四時五十分開会

委員の異動

六月十二日

辞任

佐々木知子君

沢たまき君

補欠選任

魚住汎英君

魚住裕一郎君

六月十三日

辞任

阿南一成君

魚住汎英君

山下英利君

小川敏夫君

木俣佳文君

福島瑞穂君

補欠選任

竹山裕君

佐々木知子君

青木幹雄君

小川勝也君

竹村泰子君

清水澄子君

六月十四日

辞任

吉川芳男君

小川勝也君

角田義一君

清水澄子君

補欠選任

野間越君

小川敏夫君

本岡昭次君

福島瑞穂君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

第三部 法務委員会會議録第十三号 平成十三年六月十四日【参議院】

小川 敏夫君
千葉 景子君
本岡 昭次君
林 紀子君
平野 貞夫君
千葉 景子君
林 紀子君
福島 瑞穂君
小川 敏夫君
八田ひろ子君
相沢 英之君
長勢 甚遠君
加藤 一字君

村泰子さん、竹山裕君及び青木幹雄君が選任されました。
また、本日、吉川芳男君及び角田義一君が委員を辞任され、その補欠として野間越君及び本岡昭次君が選任されました。
○委員長(日笠勝之君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。
委員の異動に伴い現在理事が二名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。
理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(日笠勝之君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に魚住裕一郎君及び福島瑞穂さんを指名いたします。

つきましては、第一に、自己株式の取得を原則として禁止し、例外的に特定の目的のための取得のみを認めている点を改め、一定の制限のもとに、取得目的にかかわらず、自己株式の取得を認めることとしております。
第二に、取得した自己株式を相当の時期に処分すべきこととしている点を改め、会社は、取得した自己株式を期間、数量等の制限なく保有することができるとしてあります。
第三に、自己株式の処分等について、保有する自己株式を取締役会の決議により消却することができるとするとともに、取締役会の決議により売却処分をすることができるとし、この売却処分の場合には新株を発行する場合と同様の手続を経るべきこととしてあります。
第四に、自己株式の取得及び保有制限の見直しをするに伴い、消却目的による自己株式の取得方法等につき商法の特例を定めた株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律を廃止することとしてあります。
次に、株式の単位の見直しにつきましては、第一に、株式の大きさに係る制限等を撤廃し、会社が株式の大きさを自由に定めることができることとしてあります。
第二に、額面株式の制度を廃止し、無額面株式に統一することとしてあります。
第三に、株式の大きさを引き上げるための暫定的かつ過渡的な制度として導入された単位株制度を廃止することとともに、会社が定款によつて一定の数の株式をもつて一単元の株式とする旨を定めることができる単元株制度を創設することとし、この場合には、株主は、一単元の株式につき一個の議決権を有することとしてあります。
以上がこの法律案の趣旨でございます。

本日の會議に付した案件
○理事補欠選任の件
○商法等の一部を改正する等の法律案(衆議院提出)
○商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(衆議院提出)
○参考人の出席要求に関する件
○民法の一部を改正する法律案(千葉景子君外十名発議)
○委員長(日笠勝之君) ただいまから法務委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。
去る十二日、沢たまきさんが委員を辞任され、その補欠として魚住裕一郎君が選任されました。また、昨十三日、木俣佳文君、阿南一成君及び山下英利君が委員を辞任され、その補欠として竹

○委員長(日笠勝之君) 商法等の一部を改正する等の法律案及び商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案を一括して議題といたします。
両案について、発議者衆議院議員長勢甚遠君から趣旨説明を聴取いたします。衆議院議員長勢甚遠君。
○衆議院議員(長勢甚遠君) ただいま議題となりました商法等の一部を改正する等の法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。
この法律は、会社をめぐる最近の社会経済情勢にかんがみ、自己株式の取得及び保有制限の見直し並びに株式の単位に係る規制の見直し等を行うこととするものであり、その要点は次のとおりであります。
まず、自己株式の取得及び保有制限の見直しに

つきましては、第一に、自己株式の取得を原則として禁止し、例外的に特定の目的のための取得のみを認めている点を改め、一定の制限のもとに、取得目的にかかわらず、自己株式の取得を認めることとしております。
第二に、取得した自己株式を相当の時期に処分すべきこととしている点を改め、会社は、取得した自己株式を期間、数量等の制限なく保有することができるとしてあります。
第三に、自己株式の処分等について、保有する自己株式を取締役会の決議により消却することができるとするとともに、取締役会の決議により売却処分をすることができるとし、この売却処分の場合には新株を発行する場合と同様の手続を経るべきこととしてあります。
第四に、自己株式の取得及び保有制限の見直しをするに伴い、消却目的による自己株式の取得方法等につき商法の特例を定めた株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律を廃止することとしてあります。
次に、株式の単位の見直しにつきましては、第一に、株式の大きさに係る制限等を撤廃し、会社が株式の大きさを自由に定めることができることとしてあります。
第二に、額面株式の制度を廃止し、無額面株式に統一することとしてあります。
第三に、株式の大きさを引き上げるための暫定的かつ過渡的な制度として導入された単位株制度を廃止することとともに、会社が定款によつて一定の数の株式をもつて一単元の株式とする旨を定めることができる単元株制度を創設することとし、この場合には、株主は、一単元の株式につき一個の議決権を有することとしてあります。
以上がこの法律案の趣旨でございます。

続きまして、商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律は、商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、証券取引法等の関係法律について規定の整備を行うものであります。

証券取引法につきましては、自己株式の取得や処分の際に相場操縦やインサイダー取引が行われることを防止すること及び自己株式の取得に関するディスクロージャーを充実することを目的として、所要の措置を講ずることとしております。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(日笠勝之君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○委員長(日笠勝之君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

商法等の一部を改正する等の法律案及び商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(日笠勝之君) 御異議ないと認めます。なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(日笠勝之君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(日笠勝之君) 民法の一部を改正する法律案を議題といたします。

発議者千葉景子さんから趣旨説明を聴取いたします。千葉景子さん。

○千葉景子君 ただいま議題となりました民法の

一部を改正する法律案につきまして、発議者を代表して、その趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

戦後、個人の尊厳と両性の本質的平等を基本理念とする家族法改正が行われましたが、改正作業が急を要したため、旧家族法の規定をそのまま継承した部分が相当多くあり、近代化、民主化の点では必ずしも十分とは言いがたく、将来における改正を課題としたまま施行されました。

こうした経緯から、昭和二十九年以来、法制審議会において家族法の全面的な見直しのための審議が続けられており、この当時で既に、夫婦の氏については、「夫婦異姓を認むべきか否か等の問題につき、なお検討の必要がある。」とされてい

ました。その後、約半世紀の間に、我が国の社会経済情勢、国民生活の著しい変化に伴い家族の状況は変容し、個人の人生観、価値観も多様化し、婚姻に対する意識は大きく変わってきています。

また、女性の社会進出に伴い、婚姻によって氏を改めることが社会的な不利益、不都合をもたらす事態が増加する一方、少子社会の進展によって、家名を維持するために婚姻をちゅうちよする事態も生じてきたため、この解決策として夫婦の氏があり方を見直す必要があります。

法制審議会は、平成八年二月、個人を尊重し、男女間の対等な関係を確立しようとする観点から、選択的夫婦別氏制の導入を軸とする婚姻制度等の改正要綱を決定し、法務大臣に答申しました。しかし、この答申に基づく政府の民法改正案はいまだ国会に提出されておられません。

ところで、昨年十二月には男女共同参画基本計画が策定され、男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しの中で、選択的夫婦別氏制度の導入や再婚禁止期間の短縮を含む家族に関する法制の整備が、その具体的施策として取り上げられています。本法律案は、男女平等の実現に向けて、法制審議会の答申の趣旨に基づき、その内容をより進展させようとするものであります。

以下、本法律案の内容の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、婚姻の成立要件につきましては、婚姻適齢を女性について二歳引き上げて男女とも満十八歳とするともに、女性の再婚禁止期間を現行の六カ月から百日に短縮するものとしております。

第二に、夫婦の氏につきましては、婚姻による改氏で生ずる不利益、不都合の解消、多様な価値観の許容等の観点から選択的夫婦別氏制を導入し、夫婦が婚姻の際に同氏を称するか、別氏を称するかを選択することができるようとしております。

なお、改正法施行前に婚姻した夫婦につきましては、改正法施行後二年以内に夫婦の合意に基づいて届け出ることにより別氏夫婦となることのできるものとしております。

第三に、別氏夫婦の子は、その出生の際に父母の協議で定める父または母の氏を称するものとし、その協議が調わないとき、または協議することのできないときは、家庭裁判所は、父または母の請求により協議にかかわる審判をすることができるようものとしております。

また、別氏夫婦がともに養子をする場合において、養子となる者が十五歳以上であるときは、縁組の際に養親となる者と養子となる者の協議で定める養親のいずれかの氏、養子となる者が十五歳未満であるときは、縁組の際に養親となる者の協議で定める養親のいずれかの氏を称するものとしております。

第四に、相続の効力につきましては、個人の尊厳や平等を重視する観点から、また子供に対する差別の禁止を定める子どもの権利条約の趣旨にかんがみ、嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続分と同じとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うものとしております。

以上がこの法律案の提案の趣旨及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(日笠勝之君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時散会

六月十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、民法の一部を改正する法律案(千葉景子君外十名発議)

一、商法等の一部を改正する等の法律案(衆)

一、商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(衆)

民法の一部を改正する法律案

民法の一部を改正する法律

民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第七百三十一条を次のように改める。

第七百三十一条 十八歳に達しない者は、婚姻をすることができない。

第七百三十三条第一項中「取消」を「取消し」に、「六箇月」を「起算して百日」に改め、同条第二項中「取消の前から懐胎していた場合には」を「取消の日以後に出生したときは」に改める。

第七百四十六条中「取消」を「取消し」に、「六箇月」を「起算して百日」に改める。

第七百五十条中「夫又は妻の氏」を「夫若しくは妻の氏を称し、又は各自の婚姻前の氏」に改める。

第七百九十条第一項中「父母の氏」の下に「(子の出生前に父母が離婚したときは、離婚の際における父母の氏)又はその出生の際に父母の協議で定める父若しくは母の氏」を加え、同項ただし書を削り、同項の次に次の三項を加える。

前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないとき(次項及び第四項の場合を除く)は、家庭裁判所は、父又は母の請求に

より、協議に代わる審判をすることができ。
子が称する氏を父母の協議で定める場合において、父母の一方が、死亡し、又はその意思を表示することができないときは、子は、他の一方が定める父又は母の氏を称する。

子が称する氏を父母の協議で定める場合において、父母の双方が、死亡し、又はその意思を表示することができないときは、家庭裁判所は、子の親族その他の利害関係人の請求により、父又は母の氏を子が称する氏として定める。

第七百九十一条第二項中「父母の氏」の下に「又はその父若しくは母の氏」を加え、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

子の出生後に婚姻をした父母が氏を異にする夫婦である場合には、子は、父母の婚姻中に限り、第一項の許可を得ないで、戸籍法の定めるところにより届け出ることによつて、その父又は母の氏を称することができる。ただし、父母の婚姻後に子がその氏を改めたときは、この限りでない。

第八百十条を次のように改める。

第八百十条 養子は、養親の氏（氏を異にする夫婦がともに養子をする場合において、養子となる者が十五歳以上であるときは、縁組の際に養親となる者と養子となる者の協議で定める養親のいづれかの氏、養子となる者が十五歳未満であるときは、縁組の際に養親となる者の協議で定める養親のいづれかの氏）を称する。

氏を異にする夫婦の一方が配偶者の嫡出である子を養子とする場合において、養子は、前項の規定にかかわらず、養子となる者が十五歳以上であるときは、縁組の際に養親となる者、その配偶者及び養子となる者の協議で定める養親又はその配偶者の氏（養親となる者の配偶者がその意思を表示することができないときは、養親となる者と養子となる者の協議で定める養親又はその配偶者の氏）、養子となる者が十五歳

未満であるときは、縁組の際に養親となる者との配偶者の協議で定める養親又はその配偶者の氏（養親となる者の配偶者がその意思を表示することができないときは、養親となる者が定める養親又はその配偶者の氏）を称する。

養子が婚姻によつて氏を改めた者であるときは、婚姻の際に定めた氏を称すべき間は、前二項の規定を適用しない。

第九百条中「左の」を「次の」に改め、同条第四号ただし書中「但し、嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の二分の一とし」を「ただし」に改める。

附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置の原則）

第二条 この法律による改正後の民法（次条において「新法」という。）の規定は、附則第五条の規定による場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の民法（同条において「旧法」という。）の規定により生じた効力を妨げない。

（婚姻適齢に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際十六歳に達している女は、新法第七百三十一条の規定にかかわらず、婚姻をすることができ。

（夫婦の氏に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前に婚姻によつて氏を改めた夫又は妻は、婚姻中に限り、配偶者との合意に基づき、この法律の施行の日から二年以内に別に法律で定めるところにより届け出ることによつて、婚姻前の氏に復することができ。

（相続の効力に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前に開始した相続に関しては、なお、旧法の規定を適用する。

商法等の一部を改正する等の法律案

商法等の一部を改正する等の法律
（商法の一部改正）

第一条 商法（明治三十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一百六十六条第一項第四号及び第五号を次のように改める。

四及五 削除

第一百六十六条第一項第六号中「並ニ額面無額面ノ別及数」を削り、同条第二項を削る。

第一百六十八条第一項第五号中「額面無額面ノ別」を削る。

第一百六十八条ノ三を次のように改める。

第一百六十八條ノ三 削除

第一百七十五条第二項第四号ノ三の次に次の一号を加える。

四ノ四 一 単元ノ株式ノ数ヲ定メタルトキハ

其ノ数

第一百七十五条第二項第九号中「額面無額面ノ別」を削り、同条第三項第一号を次のように改める。

一 削除

第一百七十五条第三項第三号中「無額面株式ヲ發行シ又ハ額面以上ノ価額ヲ以テ額面株式ヲ發行スルトキハ」を削る。

第一百八十条第二項中「引受アリタル株式」を「議決権」に改める。

第一百八十八條第二項第一号中「第四号」を「第三号」に改める。

第一百九十九條を次のように改める。

第一百九十九條 削除

第二百二條を次のように改める。

第二百二條 削除

第二百四條ノ三ノ二第七項中「且買受クルコトヲ得ベキ株式ノ数ハ第二百十條ノ三第一項ノ規定ニ依リ取得シタル株式ノ数ト併セテ發行済株式ノ総数ノ五分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ」を削る。

第二百九條第三項中「及端株券」を削る。

第二百十條を次のように改める。

第二百十條 会社ガ自己ノ株式ヲ買受クルニハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外定時總會ノ決議アルコトヲ要ス

前項ノ決議ハ左ニ掲グル事項ニ付之ヲ為スコトヲ要ス

一 決議後最初ノ決算期ニ關スル定時總會ノ終結ノ時迄ニ買受クベキ株式ノ種類、総数及取得価額ノ総額

二 特定ノ者ヨリ買受クルトキハ其ノ者前項第一号ノ取得価額ノ総額ハ貸借対照表上ノ純資産額ヨリ第二百九十九條第一項各号ノ金額及定時總會ニ於テ利益ヨリ配当シ若ハ支払フモノト定メ又ハ資本ニ組入レタル額ノ合計額ヲ控除シタル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第一項ノ定時總會ニ於テ第二百八十九條第二項又ハ第二百七十五條第一項ノ決議ヲ為シタル場合ニ於ケル前項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「金額及一トアルハ」金額ヨリ第二百八十九條第二項ノ決議ニ依リ減少スベキ準備金ノ額及第三百七十五條第一項ノ決議ニ依リ減少スベキ資本ノ額ヲ控除シタル額並ニ「トス

第二項第二号ニ定ムルトキハ第一項ノ決議ハ第三百四十三條ノ規定ニ依リ之ヲ為スコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ第二百四十四條ノ三ノ二第三項及第四項ノ規定ヲ準用ス

第一項ノ決議ヲ為ス場合ニ於ケル議案ノ要領ハ第二百三十二條ニ定ムル通知ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第二項第二号ニ掲グル事項ニ關スル議案ノ要領ヲ記載スルトキハ次項ノ規定ニ依リ請求アリ得ベキコトヲモ記載スルコトヲ要ス

株主ハ第二項第二号ニ掲グル事項ニ關スル議案ノ要領ガ記載サレタル前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ取締役ニ対シ會日ヨリ五日前ニ書面ヲ以テ其ノ事項ニ係ル議案ヲ売主ニ自己ヲモ加ヘタルモノト為スベキコトヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二百五十六條ノ三第六項ノ規定ヲ準用ス

第一項ノ決議ニ基キ株式ヲ買受クルニハ市場

ニ於テスル取引又ハ証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二章の二第二節ニ定ムル公開買付けノ方法ニ依ルコトヲ要ス但シ第二項第二号ニ掲グル事項ニ付決議アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二百十條ノ二及び第二百十條ノ三を削る。
第二百十條ノ四第一項中「第二百十條ノ二第二項又ハ前条第一項」を「前条第一項又ハ第二項又ハ前条第三項」に改め、同条第二項中「ヨリ第二百十條第五号ニ掲グルトキ又ハ第二百十條ノ二第一項若ハ前条第一項ノ規定ニ依リ取得シテ有スル株式ノ時価ノ合計額ヲ控除シタル額」を削り、「前項」を「同項」に改め、「及其ノ取得シテ有スル株式ノ時価ノ合計額」を削り、同条を第二百十條ノ二とする。

第二百十一條を次のように改める。

第二百十一條 会社ガ有スル自己ノ株式ヲ処分スル場合ニ於テハ左ノ事項ハ取締役会之ヲ決ス但シ本法ニ別段ノ定アルトキ又ハ定款ヲ以テ株主總會ガ之ヲ決スル旨ヲ定メタルトキハ此ノ限ニ在ラス

一 処分スベキ株式ノ種類及数
二 処分スベキ株式ノ価額及払込期日
三 特定ノ者ニシテ之ニ対シ特ニ有利ナル価額ヲ以テ株式ヲ譲渡スベキモノ並ニ之ニ対シ譲渡ス株式ノ種類、数及価額
株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定款ノ定アル場合ニ於テハ前項第一号及第二号ニ掲グル事項ニ付第三百四十三條ニ定ムル決議アルコトヲ要ス

第七百七十五條第一項第三項乃至第五項、第七百七十六條、第七百七十七條第二項、第七百七十八條、第七百九十九條、第二百八十條ノ二、第二百八十條ノ三、第二百八十條ノ六、第二百八十條ノ七、第二百八十條ノ九乃至第二百八十條ノ十一及第二百八十條ノ十五乃至第二百八十條ノ十八ノ規定ハ第一項ノ決議ニ基キ株式ヲ処分スル場合ニ、第二百八十條ノ二第三項及第

四項ノ規定ハ前項ノ決議ニ之ヲ準用ス但シ第一項第三号ニ掲グル事項ニ付決議アル場合ハ第二百八十條ノ三及第二百八十條ノ三ノ二ノ規定ハ之ヲ準用セズ

第二百十一條ノ二第一項及び第三項中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「ニ当ル株式」を削り、「資本ノ過半ニ当ル出資口数」を「総社員ノ議決権ノ過半数」に改め、同条の次に次の一條を加える。

第二百十一條ノ三 会社ハ取締役会ノ決議ヲ以テ其ノ子会社ノ有スル自己ノ株式ヲ買受クルコトヲ得

前項ノ決議ハ買受クベキ株式ノ種類、総数及取得価額ノ総額ニ付之ヲ為スコトヲ要ス
前項ノ取得価額ノ総額ハ最終ノ貸借対照表上ノ純資産額ヨリ第二百九十三條ノ五第三項各号ノ金額及同条第一項ノ規定ニ依リ分配シタル金銭ノ額ノ合計額ヲ控除シタル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二百十二條を次のように改める。

第二百十二條 会社ハ取締役会ノ決議ヲ以テ其ノ有スル自己ノ株式ヲ消却スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ消却スベキ株式ノ種類及数ヲ定ムルコトヲ要ス

前項ノ決議ヲ為シタル場合ニ於テハ会社ハ遅滞ナク株式失効ノ手続ヲ為スコトヲ要ス

第二百十三條ノ二を削る。

第二百十三條を次のように改める。

第二百十三條 株式ハ前条ノ規定ニ依ルノ外資本減少ノ規定ニ從フ場合又ハ定款ノ規定ニ基キ株主ニ配当スベキ利益ヲ以テスル場合ニ非ザレバ之ヲ消却スルコトヲ得ズ

第二百十五條第一項及第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ株式ヲ消却スル場合ニ之ヲ準用ス前項ニ於テ準用スル第二百十五條第一項ノ期間満了ノ時ニ第三百七十六條第二項ニ於テ準用スル第百條ノ手続ガ未ダ終了セザルトキハ其ノ終了ノ時ニ於テ株式ヲ消却ノ効力ヲ生ズ第二百十四條第一項中「最終ノ貸借対照表ニ

依リ会社ニ現存スル純資産額ヲ發行済株式ノ総数ヲ以テ除シタル額ガ五万円ニ滿タザルトキハ」及び「其ノ額ヲ五万円以上トスル為」を削り、同項に後段として次のように加える。

此ノ場合ニ於テハ取締役ハ株主總會ニ於テ株式ノ併合ヲ為スコトヲ必要トスル理由ヲ開示スルコトヲ要ス

第二百十四條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項ノ場合ニ於ケル議案ノ要領ハ第二百三十二條ニ定ムル通知ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第二百十五條第一項中「及端株券」を削り、「並ニ前条第二項」を「及前条第三項」に改め、同条第三項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

第二百十六條第一項中「又ハ旧端株券」及び「又ハ新端株券」を削る。

第二百十七條を次のように改める。

第二百十七條 削除

第二百十八條第二項を次のように改める。

前項ノ場合ニ於テハ第三百四十二條ノ規定ニ拘ラズ取締役会ノ決議ヲ以テ定款ヲ變更シテ会社ガ發行スル株式ノ総数ヲ株式ノ分割ノ割合ニ応ジテ増加スルコトヲ得但シ現ニ二以上ノ種類ノ株式ヲ發行シタル会社ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二百十八條第三項を削る。

第二百十九條第一項中「株式ノ分割ニ因リ株券及端株券ヲ提出スルコトヲ要セザル」を「前条第一項ノ決議ヲ為シタル」に改め、同条第二項中「前項ノ場合ニ於テハ」を削り、同条第三項中「第一項ノ場合ニ於テ」を削り、「同項」を「第一項」に改め、「額面無額面ノ別」を削り、同条第四項を削る。

第二百二十條を次のように改める。

第二百二十條 株式ノ發行、併合又ハ分割ニ因リ一株ニ滿タザル端数ヲ生ズルトキハ其ノ部分ニ付新ニ發行シタル株式ヲ競売シ且其ノ端数ニ応ジテ其ノ代金ヲ從前ノ株主ニ交付スル

コトヲ要ス但シ端株原簿ニ記載スベキ端株ノ部分ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

会社ハ前項ノ競売ニ代ハ市場価格アル株式ハ其ノ価格ヲ以テ之ヲ売却シ又ハ買受ケ市場価格ナキ株式ハ裁判所ノ許可ヲ得テ競売以外ノ方法ニ依リ之ヲ売却スルコトヲ得

第二百四條ノ四第四項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ買受クル場合ノ株式ノ移転ニ之ヲ準用ス

第一項ノ場合ニ於テ株券ヲ提出スルコト能ハザル者アルトキハ会社ハ其ノ者ノ請求ニ依リ利害關係人ニ對シ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述ブベキ旨ヲ公告シ其ノ期間經過後ニ於テ同項ノ代金ヲ交付スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二百十六條第一項但書及第二項ノ規定ヲ準用ス

第二百二十條の次に次の五條を加える。

第二百二十條ノ二 株式ノ發行、併合又ハ分割ニ因リ一株ノ百分ノ一ノ整数倍ニ當ル端数ヲ生ジタルトキハ其ノ端数ヲ端株トシテ之ニ付左ノ事項ヲ端株原簿ニ記載スルコトヲ要ス但シ次条第一項第三号ノ權利ヲ与ヘザル旨ノ定款ノ定アルトキハ第四号ノ事項ニ付テハ之ヲ記載スルコトヲ要セズ

一 端株主ノ氏名及住所
二 各端株主ノ有スル端株ノ種類及一株ニ對スル割合
三 各端株ノ取得ノ年月日
四 転換株式ニ係ル端株ナルトキハ第二百二十二條ノ四ニ掲グル事項

会社ハ定款ヲ以テ端株原簿ニ記載スベキ端数ノ一株ニ對スル割合ニ付異ナル割合ヲ定メ又ハ一株ニ滿タザル端数ヲ端株トシテ端株原簿ニ記載セザル旨ヲ定ムルコトヲ得

会社ノ成立後定款ヲ變更シテ前項ノ定メ設ケル場合ニ於テハ取締役ハ株主總會ニ於テ其ノ變更ヲ必要トスル理由ヲ開示スルコトヲ要ス

第二百六條第二項前段ノ規定ハ端株原簿ニ、前条第一項乃至第三項ノ規定ハ定款ノ變更ニ因リ端株ガ端株原簿ニ記載サレザルモノトナ

リタル場合ニ之ヲ準用ス

第二百二十条ノ三 端株主ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外株主トシテ左ニ掲グル權利以外ノ權利ヲ有セズ

一 利益若ハ利息ノ配当又ハ第二百九十三条ノ五第一項ノ金銭ノ分配ヲ受クル權利

二 株式ノ消却、併合若ハ分割又ハ会社ノ株式交換、株式移転、分割若ハ合併ニ因リ金銭又ハ株式ヲ受クル權利

三 株式ノ転換ヲ請求スル權利

四 第二百八十条ノ二第一項第五号、第三百四十一条ノ二第二項第六号又ハ第三百四十一条ノ八第二項第八号ノ引受權ヲ受クル權利

五 残余財産ノ分配ヲ受クル權利

会社ハ定款ヲ以テ端株主ニ対シ前項第一号、第三号又ハ第四号ノ權利ヲ与ヘザル旨ヲ定ムルコトヲ得

第二百二十条ノ四 会社ハ端株主トシテ權利ヲ行使スベキ者ヲ定ムル為一定ノ日ニ於テ端株主簿ニ記載アル端株主ヲ以テ其ノ權利ヲ行使スベキ端株主ト看做スコトヲ得

第二百二十四条ノ三第三項及第四項ノ規定ハ前項ノ日ニ之ヲ準用ス

第二百二十条ノ五 端株主ハ其ノ端株主ト併セテ一株トナルベキ端株主ヲ取得シタル時ニ株主トナル

第二百二十四条ノ三第一項ノ期間内ニ前項ノ規定ニ依リ株主トナリタル株主ハ其ノ期間内ハ議決權ヲ有セズ

会社ガ總會ニ於テ議決權ヲ行使スベキ株主ヲ定ムル為第二百二十四条ノ三第一項ノ規定ニ依リ一定ノ日ヲ定メタルトキハ其ノ日後ニ第二項ノ規定ニ依リ株主トナリタル株主ハ其ノ總會ニ於テ議決權ヲ有セズ

第二百二十条ノ六 端株主ハ会社ニ対シ自己ノ有スル端株主ヲ買取ルベキ旨ヲ請求スルコトヲ得

市場価格アル株式ニ係ル端株主ニ付前項ノ請求

第三部 法務委員会會議録第十三号 平成十三年六月十四日【參議院】

アリタルトキハ其ノ株式一株ノ請求ノ日ノ最終ノ市場価格ニ相当スル額ニ其ノ端株主ノ一株ニ対スル割合ヲ乗ジタル額ヲ以テ売買価格トス

第二百四十四条ノ四第一項及第二項ノ規定ハ市場価格ナキ株式ニ係ル端株主ニ付第一項ノ請求アリタル場合ニ之ヲ準用ス

前項ニ於テ準用スル第二百四十四条ノ四第一項ノ期間内ニ同項ノ決定ノ請求ナキトキハ最終ノ貸借対照表ニ依リ会社ニ現存スル純資産額ヲ發行済株式ノ総数ヲ以テ除シタル額ニ前項ノ端株主ノ一株ニ対スル割合ヲ乗ジタル額ヲ以テ売買価格トス

第二百四十四条ノ四第四項ノ規定ハ第一項ノ請求アリタル場合ノ端株主ノ移転ニ之ヲ準用ス

第二百二十一条ノ二 会社ハ定款ヲ以テ一定ノ数ノ株式ヲ以テ一単元ノ株式トスル旨ヲ定ムルコトヲ得但シ一単元ノ株式ノ数ハ千及發行済株式ノ総数ノ二百分ノ一ニ當ル数ヲ超ユルコトヲ得ズ

一単元ノ株式ノ数ヲ減少シ又ハ其ノ数ノ定ラ廃止スル場合ニ於テハ第三百四十二条ノ規定ニ拘ラズ取締役會ノ決議ヲ以テ定款ノ變更ヲ為スコトヲ得

会社ガ數種ノ株式ヲ發行スル場合ニ於テハ一単元ノ株式ノ數ハ株式ノ種類毎ニ之ヲ定ムルコトヲ要ス

一単元ノ株式ノ數ヲ定メタル会社ハ第二百二十条ノ二第二項ノ規定ニ依リ定款ヲ以テ一株ニ滿タザル端株主ヲ端株主トシテ端株主簿ニ記載セザル旨ヲ定メタルモノト看做ス

会社ハ定款ヲ以テ一単元ノ株式ノ數ニ滿タザル株式ニ係ル株券ヲ發行セザル旨ヲ定ムルコトヲ得但シ会社ガ株主ノ為ニ必要ト認ムルトキハ定款ノ定ニ拘ラズ其ノ株式ニ係ル株券ヲ發行スルコトヲ妨ゲズ

第二百二十条ノ二第三項ノ規定ハ会社ノ成立後定款ノ變更シテ第一項本文ノ定ヲ設ケル場合

合ニ、第二百九条第一項及第二項ノ規定ハ第二項ノ場合ニ、前条ノ規定ハ一単元ノ株式ノ數ニ滿タザル株式ノ株式ニ之ヲ準用ス

第二百二十二条第一項中「分配」の下に「株式ノ買受」を加へ、同条第三項中「分割」の下に「買受」を加へる。

第二百二十二条ノ五第一項に次のただし書を加へる。

但シ端株主ニ付テノ転換ノ請求ハ請求書ノミヲ提出ヲ以テ足ル

第二百二十三条第二号中「額面無額面ノ別」を削る。

第二百二十四条第三項中「又ハ質權者」を「質權者又ハ端株主」に改める。

第二百二十五条第三号から第五号までを次のように改める。

三乃至五 削除

第二百三十条ノ二から第二百三十条ノ九までを次のように改める。

第二百三十条ノ二乃至第二百三十条ノ九 削除

第二百三十二条ノ二第一項中「發行済株式ノ總数」を「総株主ノ議決權」に改め、「二當ル株式」を削り、「三百株以上ノ株式」を「三百個以上ノ議決權」に改める。

第二百三十七条第一項、第二百三十七条ノ二第一項及び第二百三十九条第一項中「發行済株式ノ總数」を「総株主ノ議決權」に改め、「二當ル株式」を削る。

第二百四十条を次のように改める。

第二百四十条 削除

第二百四十一条第一項に次のただし書を加へる。

但シ一単元ノ株式ノ數ヲ定メタル場合ニ於テハ一単元ノ株式ニ付一個ノ議決權ヲ有ス

第二百四十一条第三項中「發行済株式ノ總数」を「総株主ノ議決權」に、「株式又ハ」を「議決權又ハ」に、「資本」を「総社員ノ議決權」に、「出資口數」を「議決權」に改める。

第二百四十二条第三項中「第一項ノ株式ノ總數」の下に「(一)単元ノ株式ノ數ヲ定メタル会社ニ於テハ同項ノ株式ニ係ル株式ノ數ニ付株式ノ種類毎ニ其ノ種類ノ株式ノ一単元ノ數ヲ以テ除シタル數ノ合計數」を、「發行済株式ノ總数」の下に「(二)単元ノ株式ノ數ヲ定メタル会社ニ於テハ其ノ數ニ付株式ノ種類毎ニ其ノ種類ノ株式ノ一単元ノ數ヲ以テ除シタル數ノ合計數」を加へる。

第二百四十五条ノ三第一項中「額面無額面ノ別」を削る。

第二百四十五条ノ五第四項中「額面無額面ノ別」を削り、同条第六項中「發行済株式ノ總数」を「総株主ノ議決權」に改め、「二當ル株式」を削る。

第二百五十六条ノ二中「株式ノ數」を「議決權」に、「發行済株式ノ總数」を「総株主ノ議決權」に改める。

第二百五十六条ノ三第三項中「一株」の下に「(一)単元ノ株式ノ數ヲ定メタルトキハ一単元ノ株式」を加へる。

第二百五十七条第三項中「發行済株式ノ總数」を「総株主ノ議決權」に改め、「二當ル株式」を削る。

第二百六十六条第六項中「發行済株式ノ總数」を「総株主ノ議決權」に改める。

第二百八十条ノ二第一項第一号、第三号、第五号及び第八号中「額面無額面ノ別」を削り、同項第九号を削り、同条第二項中「額面無額面ノ別」を削り、同条に次の一項を加へる。

市場価格アル株式ヲ公正ナル価格ニテ發行スル場合ニ於テハ第一項第二号ノ發行価額ニ付テハ其ノ決定ノ方法ヲ定ムルヲ以テ足ル

第二百八十条ノ三ノ二中「額面無額面ノ別」を削り、「發行価額」の下に「(第二百八十条ノ二第五項ノ規定ニ依リ發行価額ノ決定ノ方法ヲ定メタル場合ハ其ノ方法)」を加へる。

第二百八十条ノ三ノ三第二項中「次条第一項但書」を「次条第二項」に、「第二百八十条ノ五第四項」を「第二百八十条ノ五第三項」に改

五

【參議院】

【參議院】

【參議院】

【參議院】

【參議院】

【參議院】

【參議院】

【參議院】

【參議院】

【參議院】

【參議院】

【參議院】

【參議院】

【參議院】

【參議院】

【參議院】

【參議院】

【參議院】

【參議院】

【參議院】

【參議院】

【參議院】

【參議院】

【參議院】

【參議院】

める。

第二百八十条ノ四第一項ただし書を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項ノ株主ハ一株ノ百分ノ一(第二百二十条ノ二第二項ノ規定ニ依リ異ナル割合ヲ定メタル場合ハ其ノ割合)ニ満タザル端数ニ付テハ前項ノ権利ヲ有セズ一株ニ満タザル端数ヲ端株トシテ端株原簿ニ記載セザル旨ノ定アル場合ニ於ケル一株ニ満タザル端数ニ付亦同ジ

第二百八十条ノ五第一項中「額面無額面ノ別」を削り、同条第三項中「前二項ノ通知又ハ公告ハ第一項」を「前項ノ通知ハ同項」に改め、同条第四項中「又ハ公告」を削り、同条第二項を削る。

第二百八十条ノ五ノ二第一項中「額面無額面ノ別」を削る。

第二百八十条ノ六第二号中「額面無額面ノ別」を削り、同条第三号中「及第九号」を削り、同条第四号を次のように改める。

四 削除

第二百八十条ノ六ノ二第二第三号中「額面無額面ノ別」を削る。

第二百八十条ノ七中「又ハ第二百八十条ノ二第一項第九号ノ金額」を削る。

第二百八十条ノ九ノ二を削る。

第二百八十条ノ十七第二項中「及端株券」を削る。

第二百八十条ノ十九第二項中「額面無額面ノ別」を削り、同項に後段として次のように加える。

此ノ場合ニ於テハ取締役ハ取締役又ハ使用人ニ新株ノ引受権ヲ与フルコトヲ必要トスル理由ヲ開示スルコトヲ要ス

第二百八十条ノ十九第三項中「及第二百二十条ノ二第二項第三号ニ定ムル場合ニ於ケル同項ノ決議ニ係ル譲渡スベキ株式ニシテ未ダ取締役又ハ使用人ニ譲渡サザルモノ」を削り、同条第六項中「第二百十条ノ二第二項後段及第八項前段」

を「第二百十条第六項前段」に改める。

第二百八十条ノ二十一第二項第一号中「額面無額面ノ別」を削る。

第二百八十条ノ二十二第二項ただし書、第三項及び第四項を削る。

第二百八十条ノ二十八条中「会社ハ」の下に「資本準備金ノ額ト併セテ」を加える。

第二百八十条ノ三十一第二項第二号中「第三百五十七條前段」を「第三百五十七條」に改め、同項第三号中「第三百六十七條前段」を「第三百六十七條」に改め、同項第三号ノ二中「第三百七十四條ノ五」に改め、同項第三号ノ三中「第三百七十四條ノ二十一前段」を「第三百七十四條ノ二十一」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 削除

第二百八十条ノ三十三第三項中「第一項第三号ノ二」を「前項第三号ノ二」に改め、同条第二項を削る。

第二百八十条ノ三十九条第二項を次のように改める。

会社ハ前項ノ規定ニ拘ラス株主總會ノ決議ヲ以テ資本準備金及利益準備金ノ合計額ヨリ其ノ資本ノ四分ノ一ニ相当スル額ヲ控除シタル額ヲ限度トシテ資本準備金又ハ利益準備金ノ減少ヲ為スコトヲ得

第二百八十条ノ次に次の一項を加える。

第二百七十五條第二項、第三百七十六條第二項第三項及第三百八十条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百九十条第一項第五号を次のように改める。

五 削除

第二百九十三條ノ五第三項第四号を次のように改める。

四 削除

第二百九十三條ノ五第三項第六号中「第二百十條ノ二第二項又ハ第二百十二條ノ二第一項」を「第二百十條第一項」に改め、同条第五項中「ヨリ第二百十條第五号ニ掲グルトキニ又ハ第

二百十條ノ二第一項若ハ第二百十條ノ三第一項ノ規定ニ依リ取得シテ有スル株式ノ時価ノ合計額ヲ控除シタル額」を削る。

第二百九十三條ノ六第一項、第二百九十三條ノ八第一項及び第二百九十四條第一項中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「二当ル株式」を削る。

第二百三十九條第一項中「第二百四十條」を削る。

第二百四十一條ノ二ノ四第二項中「第二百八十条ノ四第二項」を「第二百八十条ノ四第三項」に改める。

第二百四十一條ノ二ノ五第二項及び第三百四十一條ノ十一第二項中「乃至第四項」を「及第三項」に改める。

第二百四十三條中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「二当ル株式」を削る。

第二百四十五條第一項中「株主總會ノ決議」の下に「(第二百二十一条第二項ノ規定ニ依リ定款ヲ變更スル場合ニハ同項ノ決議)を加え、同条第二項中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「二当ル株式」を削る。

第二百四十八條第一項中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、同項に後段として次のように加える。

此ノ場合ニ於テハ一単位ニ満タザル数ノ株式ノミヲ有スル株主ノ数及第二百四十一條第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ議決権ヲ有セザル株主ノ数ハ総株主ノ数ニ之ヲ算入セズ

第二百五十條第一項中「及端株券」を削る。

第二百五十一條を次のように改める。

三百五十一條 削除

第二百五十三條第二項第二号中「額面無額面ノ別」を削る。

第二百五十六條中「ニシテ第二百十一條ノ規定ニ依リ相当ノ時期ニ処分ヲ為スコトヲ要スルモノ」及び「額面無額面ノ別」を削る。

第二百五十七條後段を削る。

を削り、同条第八項中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「二当ル株式」を削る。

第二百五十九條第一項中「及端株券」を削り、「提出スベキ旨並ニ」を「提出スベキ旨及」に改める。

第二百六十二條第二項中「株式ヲ併合セザル場合ニ於テ」を削り、同条第一項を削る。

第二百六十七條後段を削る。

第二百六十八條第一項中「及端株券」を削り、「提出スベキ旨並ニ」を「提出スベキ旨及」に改める。

第二百七十一條第二項中「株式ヲ併合セザル場合ニ於テ」を削り、同条第一項を削る。

第二百七十四條第二項第七号を次のように改める。

七 削除

第二百七十四條ノ五後段を削る。

第二百七十四條ノ七第一項中「分割ニ際シテ株券及端株券ヲ提出スルコトヲ要セザルトキ」を削り、同条第二項中「額面無額面ノ別」を削る。

第二百七十四條ノ十五第二項及び第三項を削る。

第二百七十四條ノ十七第二項第二号中「額面無額面ノ別」を削り、同項第七号を次のように改める。

七 削除

第二百七十四條ノ十九中「ニシテ第二百十一條ノ規定ニ依リ相当ノ時期ニ処分ヲ為スコトヲ要スルモノ」及び「額面無額面ノ別」を削る。

第二百七十四條ノ二十一後段を削る。

第二百七十四條ノ二十二第三項中「第二百七十四條ノ三十一第五項」を「第二百七十四條ノ三十一第三項」に改める。

第二百七十四條ノ二十三第六項中「額面無額面ノ別」を削り、同条第八項中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「二当ル株式」を削る。

第三百七十四条ノ三十一第二項及び第三項を削る。

第三百七十七条から第三百七十九条までを次のように改める。

第三百七十七条乃至第三百七十九条 削除

第三百八十一条第一項中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「ニ当ル株式」を削る。

第三百九十八条第二項中「第二百八十条ノ十五」の下に「(第二百一十一条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を加える。

第四百六条ノ二第二項中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「ニ当ル株式」を削る。

第四百七条中「発シ且端株券ヲ発行シタル場合ニ於テハ之ヲ公告スル」を「発スル」に改める。

第四百九条第二号中「、額面無額面ノ別」を削る。

第四百九条ノ二中「ニシテ第二百一十一条ノ規定ニ依リ相当ノ時期ニ処分ヲ為スコトヲ要スルモノ」及び「、額面無額面ノ別」を削る。

第四百十三条を次のように改める。

第四百十三条 削除

第四百十三条ノ二第一項後段及び第二項後段を削る。

第四百十三条ノ三第六項中「額面無額面ノ別」を削り、同条第八項中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「ニ当ル株式」を削る。

第四百十六條第四項中「株式ヲ併合セザル場合ニ於テ」を削り、同条第三項を削る。

第四百二十六条第二項及び第四百五十二条第一項中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「ニ当ル株式」を削る。

第四百八十九条第二号中「又ハ質権ノ目的トシテ之ヲ受ケ」を削る。

第四百九十四条第一項第二号中「及第二百八十条ノ十一第二項」を「第二百八十条ノ十一

第二項(第二百一十一条第三項及第三百四十一条ノ七第一項(第三百四十一条ノ十八ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)及第二百九十四条ノ二第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム」に、「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に、「ニ当ル株主、三百株以上ノ株式」を「有スル株主、三百個以上ノ議決権」に改め、同項第三号中「第二百八十条ノ十」の下に「(第二百一十一条第三項及第三百四十一条ノ七第一項(第三百四十一条ノ十八ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を加える。

第四百九十八条第一項第六号中「第百七条第三項」の下に「、第二百八十九条第三項」を、「処分」の下に「、準備金ノ減少」を加え、同項第九号中「第二百八十条ノ六」の下に「(第二百一十一条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を加え、同項第十号中「又ハ第二百八十条ノ十四」を「(第二百一十一条第三項及第二百八十条ノ十四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」に改め、同項第十一号ノ二中「第二百九条ノ二第九項又ハ第二百九条ノ二第四項ニ於テ準用スル第二百九条ノ二第九項」を「第二百九条第七項」に改め、同項第十二号中「第二百一十一条又ハ第二百一十一条ノ二第二項」を「第二百一十一条ノ二第二項又ハ第二百一十二条第二項」に、「株式失効ノ手続又ハ株式若ハ質権ノ処分」を「株式ノ処分又ハ株式失効ノ手続」に改め、同項第十三号中「第二百一十二条ノ二第一項」を「第二百一十三条第一項」に改め、同項第十四号中「、端株券」を削り、同項第十九号及び第二十号中「第三百七十一条第三項」を「第三百七十一条第二項」に、「第三百七十四条ノ三十一第五項」を「第三百七十四条ノ三十一第三項」に改める。

(有限会社法の一部改正)

第二条 有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十条中「トシ五万円ヲ下ルコトヲ得ズ」を「ナルコトヲ要ス」に改める。

第二十三条の次に次の二条を加える。

第二十三条ノ二 会社ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外第四十八条ニ定ムル決議ヲ以テ其ノ有スル自己ノ持分ヲ処分スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第十二条第一項第二項、第四十九条(第一号及第二号ヲ除ク)、第五十一条乃至第五十二条ノ二及第五十六条ノ規定ヲ準用ス

第二十三条ノ三 会社ハ第四十八条ニ定ムル決議ヲ以テ其ノ有スル自己ノ持分ヲ消却スルコトヲ得

前項ノ決議ヲ為シタル場合ニ於テハ会社ハ遲滞ナク持分失効ノ手続ヲ為スコトヲ要ス

第二十四条第一項中「第二百十條、第二百十條ノ三第一項第二項、第二百十條ノ四第一項第二項、第二百一十一條」を「第二百十條第一項乃至第三項、第二百十條ノ二第一項第二項」に、「第二百一十二條第一項及第二百一十二條ノ二第一項第三項第五項第六項」を「及第二百一十三條」に改め、同条第四項中「第一項ニ於テ」を「前項ニ於テ」に、「第二百一十二條ノ二第二項」を「第二百十條第一項」に、「第二百十條ノ二第二項前段第八項前段」を「第二百十條第六項前段」に改め、同条第六項中「第三項及商法第二百十條ノ四第二項但書」を「及第三項」に、「第二百一十二條ノ二第六項」を「第二百十條ノ二第二項」に改め、同条第二項、第三項及び第五項を削る。

第三十一条ノ三第一項、第三十七條第一項、第四十四條ノ二第一項、第四十四條ノ三及び第四十五條第一項中「資本」を「総社員ノ議決権」に改め、「ニ当ル出資口数」を削る。

第四十六條第一項中「、第二百八十八條、第二百八十八條ノ二第一項第三項乃至第六項、第二百八十九條第一項本文第二項」を「乃至第二百八十八條ノ二、第二百八十九條第一項本文第二項第三項」に改める。

第五十八條第二項及び第六十三條第二項中「第二百一十七條第一項」を「第二百一十條第一項」

に改める。

第六十三條ノ六第二項中「第二百一十七條第一項」を「第二百一十條第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

分割ニ因リテ設立スル有限会社ガ分割ヲ為ス有限会社ノ社員ニ対シ分割ニ際シテ出資ノ割當ヲ為ス場合ニ於テ分割ヲ為ス有限会社ガ分割ニ際シテ持分ノ併合ヲ為スコトハ前項ニ於テ準用スル商法第三百七十四條第一項ノ分割計画書ニ其ノ方法ヲ記載スルコトヲ要ス

第六十三條ノ九第二項中「第二百一十七條第一項」を「第二百一十條第一項」に改め、同条第三項中「第六十三條ノ四」の下に「、第六十三條ノ六第二項」を加える。

第七十一條ノ二第一項中「資本」を「総社員ノ議決権」に改め、「ニ当ル出資口数」を削る。

第七十八條第一項第二号中「又ハ質権ノ目的トシテ之ヲ受ケ」を削る。

第八十二條第一項第二号中「資本」を「総社員ノ議決権」に改め、「ニ当ル出資口数」を削る。

第八十五條第一項第六号の次に次の一号を加える。

六ノ二 第二十三條ノ三第一項又ハ第二十四條第一項ニ於テ準用スル商法第二百一十三條第一項ノ規定ニ違反シテ持分ノ消却ヲ為シタルトキ

第八十五條第一項第七号中「第二十四條第一項」を「第二十三條ノ三第二項又ハ第二十四條第一項」に、「第二百一十一條又ハ第二百一十一條ノ二第二項」を「第二百一十一條ノ二第二項」に改め、「若ハ質権」を削り、同項第八号を削り、同項第七号ノ二を同項第八号とし、同項第十三号中「第二百八十八條ノ二第一項第三項乃至第六項」を「第二百八十八條ノ二」に、「第二百八十九條第一項本文第二項」を「第二百八十九條第一項本文第二項第三項」に改め、同項第十四号中「第五十二條第二項」の下に「(第二百一十三條ノ二ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を加え、

に關しては、なお従前の例による。

この法律の施行の日を含む營業年度内に商法第二百四条ノ三第一項(第二百四条ノ五におい

て準用する場合を含む。）の規定、旧商法第二百十條ノ二第一項、第二百十條ノ三第一項本文

若しくは第二百十二条ノ二第一項の規定、新商
法第二百十條第一項若しくは第二百十一條ノ三

第一項の規定、旧消却特例法第三条第一項の規定又は施行後買受規定により株式を買い受けた

場合における取締役の責任についての新商法第二百十条ノ二第二項の規定の適用については、

同項中「ニ於テ前項」とあるのは「ニ於テ商法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律

第(号)附則第三条第六項ノ規定ニ依リ讀替テ適用スル前項」と、「純資産額」とあるの

は「純資産額ニ其ノ有スル自己ノ株式ニ付會計帳簿ニ記載シタル額ノ総額ヲ加ヘタル額」と、

「同項ノ合計額」とあるのは「同項ノ合計額ニ
同項ニ規定スル規定又ハ同法第一条ノ規定ニ依

ル改正前ノ第二百十條ノ二第一項、第二百十條ノ三第一項本文若ハ第二百十二條ノ二第一項ノ

規定若ハ同法第四條ノ規定ニ依ル廢止前ノ株式
の消却の手續に關する商法の特例に關する法律

(平成九年法律第五十五号) 第三条第一項ノ規定(以下本項ニ於テ任意買受規定ト称ス)ニ依

リ取得シテ有スル株式ニ付会計帳簿ニ記載シタル額ヲ加ヘタル額ヨリ其ノ株式ノ時価ノ合計額

「控除シタル額」と「同項ニ規定スル規定」とあるのは「任意買受規定」と、「株式ノ価額

取得シテ有スル株式ノ時価ノ合計額」と、「前

「二当ル虞」とする。

第五條 株式會社は、平成十四年三月三十一日までの間、所屬法第三百五十六條、第三百五十四條の四、

条ノ十九及び第四百九条ノ二並びに次項に規定

してはならない。

2 旧商法第二百十條ノ二第二項の決議に基づいて株式を買受けた会社は、その株式をその決議の範囲内で譲渡することができる。この場合においては、新商法第二百十一條の規定は、適用しない。

(株式分割に関する経過措置)

第六條 この法律の施行前に決議をした株式の分割に関しては、なお従前の例による。

(端株主の権利に関する経過措置)

第七條 この法律の施行の際旧商法第二百三十條ノ五前段の規定による定款の定めがない株式会社（この法律の施行前に定款の認証を受け、この法律の施行後に成立するものを含む。）については、この法律の施行の日において、新商法第二百三十條ノ三第二項の規定により端株主に對して同條第一項第一号又は第四号の權利を与えない旨の定款の変更の決議があつたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に存する株式会社（この法律の施行前に定款の認証を受け、この法律の施行後に成立するものを含む。）については、この法律の施行の日において、新商法第二百三十條ノ三第二項の規定により端株主に對して同條第一項第三号の權利を与えない旨の定款の変更の決議があつたものとみなす。

3 この法律の施行の際旧商法第二百三十條ノ五後段の規定による定款の定めがある株式会社の端株主であつて株主でないものの配当若しくは金銭の分配又は引受権を受ける權利に関しては、なお従前の例による。

(端株券に関する経過措置)

第八條 この法律の施行前に旧商法第二百三十條ノ八ノ二第一項の規定により、定款を変更して、端株券を発行しない旨の定めをした株式会社の端株券に関しては、平成十五年三月三十一日まででは、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合については、旧商法第三百五十一條第一項中「一定ノ期間内」とあるのは、「平成

十五年三月三十一日以前ノ日ヲ終期トスル一定ノ期間内」とし、この法律の施行前に同項の規定により平成十五年四月一日以後の日を同項の一定の期間の終期としてされた公告については、平成十五年三月三十一日をその一定の期間の終期としてされたものとみなす。

3 端株券（第一項の株式会社が発行しているものを除く。以下この項から第七項までにおいて同じ。）であつて、平成十五年三月三十一日までに次項ただし書の規定による提出がなかつたものについては、同日限り無効とする。ただし、株式会社は、取締役会の決議により、その発行している端株券を、同日以前の一定の日において無効とすることができる。

4 この法律の施行前に発行されている端株券に関しては、平成十五年三月三十一日（前項ただし書の決議をした場合に於ては、その決議により定められた一定の日）までは、なお従前の例による。ただし、端株券を有する者がその端株券を会社に提出して新商法第二百三十條ノ二第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を端株原簿に記載すべき旨の請求をすること又は新商法第二百三十條ノ六第一項の規定による請求をすることを妨げない。

5 第三項ただし書の決議をしたときは、株式会社は、同項ただし書の一定の日までに端株券を当該株式会社に提出すべき旨及びその日までに提出されなかつた端株券はその日において無効となる旨をその日の一月前に公告しなければならない。

6 第四項ただし書及び前項の場合において、株式会社は、端株券が提出されたときは、新商法第二百三十條ノ二第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を端株原簿に記載しなければならない。

7 第四項ただし書及び第五項の場合において端株券を提出することができない者がいるときは、株式会社は、その者の請求により、利害關係人に対し異議があれば一定の期間内に述べる

べき旨を公告し、その期間經過後において前項の記載をすることができる。

8 この法律の施行前に端株券を発行している株式会社は、第一項から第三項までの規定により提出されなかつた端株券が無効とされる日後でなければ、新商法第二百三十條ノ二第二項及び第二百三十一條第一項の規定による定款の定めをしてはならない。

9 新商法第四百九十八條第一項第二号の規定は第五項の規定に違反して公告を怠り又は不正の公告をした場合について、新商法第二百十六條第一項ただし書及び第二項の規定は第七項の公告をする場合について、それぞれ準用する。（単元株式等に関する経過措置）

第九條 数種の株式を発行する会社が、平成十三年十二月三十一日までの間に、一単元の株式の数を定める場合については、株式の種類ごとに定める一単元の株式の数は、同一の数としなければならない。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の商法等の一部を改正する法律（以下「旧商法等改正法」という。）附則第十六條第一項の規定により五万円を額面株式一株の金額で除して得た数を一単元の株式の数として定めた株式会社又は定款で一単元の株式の数を定めている株式会社は、この法律の施行の日において、その一単元の株式の数を株式の種類ごとに新商法第二百三十一條第一項の一単元の株式の数として定める旨の定款の変更の決議をしたものとみなす。この場合において、この法律の施行の際に千を超える数を一単元の株式の数として定めた株式会社については、同項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「千」とあるのは、「商法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第 号）附則第九條第二項前段ノ規定ニ依り定メタルモノト看做サレタ数」とする。

3 この法律の施行前に旧商法等改正法附則第十六條第一項の一単元の株式の数を定め又は変更する旨の定款の変更の決議をした場合であつ

て、この法律による改正がなかつたとしたらばその効力を発生したであらう日がこの法律の施行の日後の日であるときは、その効力を発生したであらう日において、当該決議に係る一単位の株式の数を株式の種類ごとの一単元の株式の数として定める旨の定款の変更がされたものとみなす。ただし、当該決議に係る一単位の株式の数が千又は発行済株式の総数の二分の一に当たる数を超えるときは、この限りでない。

4 第二項の株式会社は、この法律の施行の日において、新商法第二百三十一條第五項本文の規定により一単元の株式の数の満たない株式に係る株券を発行しない旨の定款の変更の決議をしたものとみなす。

5 この法律の施行の際現に存する株式会社（第二項の株式会社を除き、この法律の施行前に定款の認証を受け、この法律の施行後に成立するものを含む。）であつて一単元の株式の数を定めたことがないものが株式の分割を行うことをその効力の発生条件とする新商法第二百三十一條第一項の一単元の株式の数を定める旨の定款の変更の決議をした場合において、その条件を満たすため株式の分割を行うときは、取締役会は、新商法第二百三十八條第一項の決議において、現に発行している株券の提出を要する旨を定めることができる。この場合においては、同條第二項及び新商法第二百三十九條の規定は、適用しない。

6 この法律の施行前に旧商法等改正法附則第九條第一項の規定によりなされた単位未満株式に係る買取りの請求に関しては、なお従前の例による。

7 この法律の施行の際現に旧商法等改正法附則第六條第一項の規定により旧商法第二百三十條ノ二第一項の規定を適用しないこととされている株式会社（第二項の株式会社を除く。）については、この法律の施行の日において、新商法第二百三十條ノ二第二項の規定により一株に満たない端数を端株として端株原簿に記載しない

旨の定款の変更の決議をしたものとみなす。

8 新商法第二百六条並びに第三百五十条第一項及び第二項の規定は第五項の株券の提出を要する旨の定めをした場合について、新商法第四百九十八条第一項第二号の規定はこの項において準用する新商法第三百五十条第一項の規定に違反して公告若しくは通知を怠り又は不正の公告若しくは通知をした場合について、それぞれ準用する。

(議決権の数等に関する経過措置)

第十条 この法律の施行前に招集の手続が開始された創立総会における議決権の数又はこの法律の施行前に招集の手続が開始された株主総会若しくは旧商法第三百四十五条第一項(第三百四十六條において準用する場合を含む。)の規定によるある種類の株主の総会における議決権の数及び定数に關しては、なお従前の例による。(簡易合併等に対する反対の意思の通知に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行前二週間以内に旧商法第二百四十五条ノ五第二項、第三百五十八條第四項、第三百七十四條ノ二十三第四項又は第四百十三條ノ三第四項に規定する公告又は通知がされた營業全部の譲受け、株式交換又は会社の分割若しくは合併については、旧商法第二百四十五條ノ五第六項、第三百五十八條第八項、第三百七十四條ノ二十三第八項又は第四百十三條ノ三第八項の規定は、なおその効力を有する。(抱合せ増資に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前に旧商法第二百八十条ノ二第一項第九号に掲げる事項について決議のあった新株の発行に關しては、なお従前の例による。

(新株の引受権の付与に関する経過措置)

第十三条 旧商法第二百十條ノ二第二項の決議(同項第三号に掲げる事項に關するものに限る。)をした株式会社についての新商法第二百八十条ノ十九第三項の適用については、同項中「ノ数ト併セテ」とあるのは、「及商法等の一部

を改正する等の法律(平成十三年法律第

号)第一条ノ規定ニ依ル改正前ノ第二百十條ノ二(同法附則第三條第二項ノ規定ニ依リ仍其ノ効力ヲ有スルモノトサレタル場合ヲ含ム)第二項第三号ニ定ムル場合ニ於ケル同項ノ決議ニ係ル譲渡スベキ株式ニシテ未ダ取締役又ハ使用人ニ譲渡サルモノノ数ト併セテ」とする。

(利益準備金の積立てに関する経過措置)

第十四条 直前決算期以前の決算期に株式会社又は有限会社が利益準備金として積み立てるべき金額に關しては、なお従前の例による。

(利益の配当の限度に関する経過措置)

第十五条 直前決算期以前の決算期に係る株式会社又は有限会社の利益の配当の限度に關しては、なお従前の例による。

(中間配当に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前に旧商法第二百九十三條ノ五第一項の決議があつた場合におけるその決議による金銭の分配に關しては、なお従前の例による。

2 この法律の施行後(この法律の施行の日ノ属する營業年度内に限る。)に新商法第二百九十三條ノ五第一項の決議があつた場合における同條第三項の適用については、同項各号列記以外の部分中「純資産額」とあるのは、「純資産額ヨリ其ノ有スル自己ノ株式ニ付會計帳簿ニ記載シタル額ノ総額ヲ控除シタル額」とする。(会社分割に伴う株式又は持分の消却及び株式の併合に関する経過措置)

第十七条 この法律の施行前に分割計画書又は分割契約書が作成された会社の分割(分割計画書に旧商法第三百七十四條第二項第七号(旧有限会社法第六十三條ノ六第一項において準用する場合を含む。))に掲げる事項の記載がある新設分割又は分割契約書に旧商法第三百七十四條ノ十七第二項第七号(旧有限会社法第六十三條ノ九第一項において準用する場合を含む。))に掲げる事項の記載がある吸収分割に限る。については、旧商法第二百一十二條第一項本文(旧有

限会社法第二百四條第一項において準用する場合を含む。))及び第二項、第三百七十四條ノ七第一項(第三百七十四條ノ三十一第五項において準用する場合を含む。))、第三百七十四條ノ十五第二項並びに第三百七十四條ノ三十一第二項の規定並びにこれらの規定によつて準用される旧商法第二百四條第二項及び第二百十五條から第二百十七條までの規定は、なおその効力を有する。

(資本の減少に関する経過措置)

第十八条 この法律の施行前に旧商法第三百七十五條第一項又は旧有限会社法第四十七條の決議があつた資本の減少に關しては、なお従前の例による。

(合併による株式併合に関する経過措置)

第十九条 この法律の施行前に合併契約書が作成された合併(旧商法第四百十六條第三項に規定する合併による株式併合をするものに限る。)については、旧商法第四百十六條第三項及び第四項の規定並びにこれらの規定において準用する旧商法第二百八條、第二百九條第三項、第二百十四條第二項及び第二百十五條から第二百十七條までの規定は、なおその効力を有する。

(額面株式の株券の無効手続及び新株券の交付)

第二十条 株式会社が、取締役会の決議により、この法律の施行前に発行されている一株の金額の記載のある株券を無効として新たな株券を発行することができる。

2 新商法第二百六條及び第三百五十條第一項の規定は前項の場合について、新商法第四百九十八條第一項第二号の規定はこの項において準用する新商法第三百五十條第一項の規定に違反して公告若しくは通知を怠り又は不正の公告若しくは通知をした場合について、それぞれ準用する。

(自己の持分の処分の制限)

第二十一条 有限会社は、平成十四年三月三十一日までの間、この法律による改正後の有限会社法(以下「新有限会社法」という。)第六十三

条第一項において準用する新商法第四百九條ノ二及び新有限会社法第六十三條ノ九第一項において準用する新商法第三百七十四條ノ十九に規定する場合を除き、その有する自己の持分を処分してはならない。

(次期決算期に関する社員総会の終結の時までの自己の持分の買受に関する経過措置)

第二十二条 直前決算期に関する社員総会において、旧有限会社法第二百四條第一項において準用する旧商法第二百十二條ノ二第一項(次項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。以下この項及び次条第二項において同じ。)の決議をした有限会社は、新有限会社法第二百四條第一項において準用する新商法第二百十條第一項の規定にかかわらず、その決議において定めた買受を受けるべき自己の持分の総数及び取得価額の総額の範囲内で、次期決算期に関する社員総会の終結の時までの間、自己の持分を買受けることができる。

2 この法律の施行前に招集の手続が開始された直前決算期に関する社員総会においてこの法律の施行後にする自己の持分の買受に關する決議については、旧有限会社法第二百四條第一項において準用する旧商法第二百十二條ノ二第一項及び第三項並びに旧有限会社法第二百四條第三項の規定は、なおその効力を有する。この場合においては、その社員総会の終結の時までは、新有限会社法第二百四條第一項において準用する新商法第二百十條第一項から第三項までの規定は、適用しない。

3 有限会社が、この法律の施行前に開始した相續に係る社員相續人からその相續によつて得た持分を買受ける場合については、旧有限会社法第二百四條第一項において準用する旧商法第二百十條ノ三第一項本文及び第二項並びに旧有限会社法第二百四條第二項の規定は、次期決算期に関する社員総会の終結の時までは、なおその効力を有する。

4 この法律の施行後に第一項の規定若しくは前

項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧有限会社法第二十四條第一項において準用する旧商法第二百十條ノ三第一項本文の規定（以下この項及び次条第二項において「施行後買受規定」という。）により持分を買受ける場合における新有限会社法第二十四條第一項において準用する新商法第二百十條ノ二第一項の規定の適用については、同項中「第二百十條ノ三第一項若ハ第二百十條ノ五ニ於テ準用スル同項」とあるのは「有限会社法第十九條第五項後段（同条第七項後段ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ於テ準用スル第二百十條ノ三第一項」と、「前条第一項」とあるのは「同法第二十四條第一項ニ於テ準用スル前条第一項」と、「第二百十條ノ三第一項」とあるのは「商法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第

号）附則第二十二條第四項ニ規定スル施行後買受規定」とする。
（この法律の施行日を含む営業年度以前に自己の持分を買受けた取締役の責任に関する経過措置）
第二十三條 この法律の施行前に終了した営業年度における自己の持分の買受けに係る取締役の責任に関しては、なお従前の例による。
2 この法律の施行の日を含む営業年度内に有限会社法第十九條第五項後段（同条第七項後段において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百十條ノ三第一項の規定、旧有限会社法第二十四條第一項において準用する旧商法第二百十條ノ三第一項本文若しくは第二百十二條ノ二第一項の規定、新有限会社法第二十四條第一項において準用する新商法第二百十條第一項の規定又は施行後買受規定により持分を買受けた場合における取締役の責任についての新有限会社法第二十四條第一項の規定の適用については、同項中「第二百十條ノ二第一項」とあるのは「第二百十條ノ二第一項」と、「規定ハ」とあるのは「ノ規定並ニ商法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第

号）附則第四條第二項ノ規定ニ依リ読替テ適用サレル商法第二百十條ノ二第二項ノ規定ハ」とする。
（株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の廃止に伴う経過措置）
第二十四條 この法律の施行の際現に旧消却特例法第三條の二第一項の定款の定めがある株式会社についての資本準備金をもつてする株式の消却に関しては、この附則に別段の定めがある場合を除き、次期決算期に関する定時総会の終結の時までは、なお従前の例による。
2 土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四號）第八條の二第三項の規定の適用については、旧消却特例法第三條の二第二項から第六項まで、第四條から第六條まで、第八條及び第九條の規定は、なおその効力を有する。
（罰則の適用に関する経過措置）
第二十五條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（商法の一部を改正する法律施行法の一部改正）
第二十六條 商法の一部を改正する法律施行法（昭和二十六年法律第二百十號）の一部を次のように改正する。
第十二條を次のように改める。
第三十二條を次のように改める。
第三十二條 削除
第三十二條 削除

（非訟事件手続法の一部改正）
第一條 非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四號）の一部を次のように改正する。
第二百二十六條第一項中「第二百十七條第二項」

を「第二百二十條第二項」に改める。
第二百三十二條ノ二第一項中「同法」の下に「第二百三十一條第三項」を加える。
第二百三十二條ノ三中「第二百十七條第二項同条第四項、同法第二百二十條、第三百六十二條第一項、第三百七十一條第一項、第三百七十四條ノ十五第二項第三項、第三百七十七條第一項及び第四百十六條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム」を「第二百二十條第二項」に改める。
第二百三十二條ノ六第一項中「第三百七十一條第三項」を「第三百七十一條第二項」に、「第三百七十四條ノ三十一第一項」を「第三百七十四條ノ三十一第三項」に改める。
第二百三十三條ノ二第一項中「第二百八十條ノ十八第二項」の下に「（同法第二百一十一條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）を加える。
第二百三十五條ノ二十一中「同法」の下に「第二百八十九條第三項」を加える。
（信託業法の一部改正）
第二條 信託業法（大正十一年法律第六十五號）の一部を次のように改正する。
第十二條中「資本ノ総額」を「資本準備金ノ額ト併セテ其ノ資本ノ額」に、「金銭ニ依ル利益ノ配当額」を「利益ノ処分トシテ支出スル金額」に改め、同条に次の一項を加える。
信託会社ニ対スル商法第二百八十九條第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「資本ノ四分ノ一ニ相当スル額」トアルハ「資本ノ額」トス
（信託業法の一部改正に伴う経過措置）
第三條 直前決算期（商法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第

号）以下「商法等改正法」という。）附則第三條第一項に規定する直前決算期をいう。以下同じ。以前の決算期に信託会社が利益準備金として積み立てるべき金額に関しては、なお従前の例による。
（農林中央金庫法の一部改正）
第四條 農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二號）の一部を次のように改正する。

第十三條第六項中「同条第四項（同法）の下に「第二百一十一條第三項及」を、「第二百七十八條（同法）の下に「第二百一十一條第三項」を、「第二百七十八條（同法）の下に「第二百一十一條第三項」を、「第二百七十八條（同法）の下に「第二百一十一條第三項」を、「第二百七十八條（同法）の下に「第二百一十一條第三項」を、
（無尽業法の一部改正）
第五條 無尽業法（昭和六年法律第四十二號）の一部を次のように改正する。
第十四條中「資本ノ総額」を「資本準備金ノ額ト併セテ其ノ資本ノ額」に、「金銭ニ依ル利益ノ配当額」を「利益ノ処分トシテ支出スル金額」に改め、同条に次の一項を加える。
無尽会社ニ対スル商法第二百八十九條第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「資本ノ四分ノ一ニ相当スル額」トアルハ「資本ノ額」トス
（無尽業法の一部改正に伴う経過措置）
第六條 直前決算期以前の決算期に無尽会社が利益準備金として積み立てるべき金額に関しては、なお従前の例による。
（商工組合中央金庫法の一部改正）
第七條 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四號）の一部を次のように改正する。
第二十八條第六項中「同条第四項（同法）の下に「第二百一十一條第三項及」を、「第二百七十八條（同法）の下に「第二百一十一條第三項」を、「第二百七十八條（同法）の下に「第二百一十一條第三項」を、「第二百七十八條（同法）の下に「第二百一十一條第三項」を、
（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正）
第八條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四號）の一部を次のように改正する。
第九條第三項中「発行済の株式（社員持分を含む。以下同じ。）の総数の百分の五十を超える株式を所有する」を「総株主（総社員を含む。以下同じ。）の議決権の過半数を有する」に改め、「の株式」の下に「（社員持分を含む。以下同じ。）」を加え、同条第四項中「発行済の株式の総数の百分の五十を超える株式を所

第三部 法務委員会会議録第十三号 平成十三年六月十四日 【参議院】

有する」を「総株主の議決権の過半数を有する」に改める。

第十條第二項中「発行済の株式の総数の百分の五十を超える株式を所有する」を「総株主の議決権の過半数を有する」に改める。

第十五條第二項第一号中「発行済の株式の総数の百分の五十を超える株式を所有している」を「総株主の議決権の過半数を有している」に改め、同項第二号中「発行済の株式の総数の百分の五十を超える株式を所有する」を「総株主の議決権の過半数を有する」に改める。

第十五條の二第四項第一号中「発行済の株式の総数の百分の五十を超える株式を所有している」を「総株主の議決権の過半数を有している」に改め、同項第二号中「発行済の株式の総数の百分の五十を超える株式を所有する」を「総株主の議決権の過半数を有する」に改める。

第十六條第三項第一号中「発行済の株式の総数の百分の五十を超える株式を所有している」を「総株主の議決権の過半数を有している」に改め、同項第二号中「発行済の株式の総数の百分の五十を超える株式を所有する」を「総株主の議決権の過半数を有する」に改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九條 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に終了した事業年度に係る前条の規定による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「旧私的独占禁止法」という。）第九條第六項に規定する持株会社及びその子会社の事業に関する報告書の提出については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にした旧私的独占禁止法第九條第七項に規定する持株会社の設立又は旧私的独占禁止法第十條第二項に規定する株式所有に係る届出又は報告書の提出については、なお従前の例による。

3 旧私的独占禁止法第十五條第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第十五條の

二第二項若しくは第三項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）、又は第十六條第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、の規定によりされた届出であつて、この法律の施行の際旧私的独占禁止法第十五條第四項本文（旧私的独占禁止法第十五條の二第六項又は第十六條第五項において準用する場合を含む。）、に規定する三十日の期間又は旧私的独占禁止法第十五條第四項ただし書（旧私的独占禁止法第十五條の二第六項又は第十六條第五項において準用する場合を含む。）、の規定により短縮された期間を経過していないものについては、なお従前の例による。

4 施行日から起算して三十日を経過するまでに合併、共同新設分割、吸収分割又は営業等の譲受け（以下この項において「合併等」という。）をしようとする場合において、この法律の施行の際現に旧私的独占禁止法第十五條第二項、第十五條の二第二項若しくは第三項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）、又は第十六條第二項の規定により当該合併等に関する計画を届け出なければならないとされていなかったときについては、なお従前の例による。

(農業協同組合法の一部改正)

第十條 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十條第二十一項中「同条第四項（同法）の下に「第二百一十一條第三項及び」を、「第一百七十八條（同法）の下に「第二百一十一條第三項、」を、「第二百一十一條第二項（同法）の下に「第二百一十一條第二項及び」を加える。

第七十二條の二の二中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「二当ル株式」を削る。

(証券取引法の一部改正)

第十一條 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。
第二條第一項第六号中「（端株券を含む。以

下同じ。）」を削る。

第二十四條の六第一項中「第二百十條ノ二第二項若しくは第二百一十二條ノ二第二項」を「第二百十條第一項」に改め、「又は株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律（平成九年法律第五十五号）第三條第一項に規定する取締役会の決議」を削り、「又は当該取締役会の決議があつた日」を「の属する月」に改め、「又は当該取締役会の決議後」及び「（以下この項において「次期総会」という。）」を削り、「までの期間を三月ごとに区分した各期間（最後に三月未満の区分した期間が生じた場合、その区分した期間が十日以内であるときは当該区分した期間はその直前の区分した期間に含まれるものとし、その区分した期間が十一日以上三月未満であるときは当該区分した期間をもつて一の区分した期間とするほか、最初の区分した期間にあつては当該決議があつた定時総会が終結した日の当該終結時までの間を除き、最後の区分した期間にあつては当該次期総会の終結時までの間とする。以下同じ。）」を「の属する月までの各月（以下この項において「報告月」という。）」に改め、「又は当該取締役会の決議」を削り、「当該各期間中」を「各報告月中」に、「当該各期間経過後十五日以内」を「各報告月の翌月十五日まで」に改め、同条第二項中「第二百一十二條第一項」を「第二百一十三條第一項」に改める。

第二十七條の二の二第一項第一号中「第二百十條ノ二第二項若しくは第二百一十二條ノ二第二項又は株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律第三條第一項」を「第二百十條第一項」に改め、「買付け」の下に「（同条第二項第二号に掲げる事項につき決議を受けたものを除く。）」を加え、同項第二号中「第二百一十二條第一項」を「第二百一十三條第一項」に改める。

第四十二條第一項第六号中「及び第四十七條第三項」を「、第四十七條第三項及び第六十二條の二」に改める。

第一百一條の六第二項中「第二百十七條第一項及び第二項」を「第二百一十條第一項から第三項まで」に改める。

第一百一條の八第二項中「第二百八十八條ノ二第六項」を「第二百八十八條ノ二第五項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

第一百一條の九第一項第四号中「（額面無額面の別。）」を削る。

第一百一條の十三第一項中「第二項及び第三項、第六十八條ノ三並びに第二百八十四條ノ二第二項」を「及び第二項」に改める。

第二百三十九條第二項中「第二百十七條第一項及び第二項」を「第二百一十條第一項から第三項まで」に改める。

第四百四十四條中「第四百十三條ノ二第一項前段」を「第四百十三條ノ二第一項」に、「第六号まで」を「第四号まで及び第六号」に、「第四百十三條ノ二第二項前段」を「第四百十三條ノ二第二項」に改める。

第四百四十五條中「及び第六項」を「及び第五項」に改める。

第四百四十六條第二項中「第四百十三條ノ二第二項前段」を「第四百十三條ノ二第二項」に改める。

第六百六十二條第一項第一号中「委託若しくは受託」を「委託等若しくは受託等」に改め、同項第二号中「委託」を「委託等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第六百六十二條の二 内閣総理大臣は、証券取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券に該当する株券（以下この条において「上場等株券」という。）の発行者である会社が行う商法第二百十條、第二百一十一條若しくは第二百一十一條ノ三の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定（当該会社が外国会社である場合に限る。）による上場等株券の売買若しくはその委託等、信託会社等が信託契約に基づいて上場等株券の発行者である会社の計算において行うこれらの取引の委託等又は

証券会社が行うこれらの取引の受託等その他の内閣府令で定めるものについて、取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場における上場等証券の相場を操縦する行為を防止するため、上場等証券の取引の公正の確保のため必要かつ適当であると認める事項を内閣府令で定めることができる。

第六百六十六條第二項第一号「ヲ」を「カ」に改め、同号中「ヲ」を「カ」とし、「ル」を「ヲ」とし、「リ」を「ル」とし、「チ」を「ツ」とし、「ヘ」を「ト」とし、「ホ」を「ト」とし、「ニ」を「ヘ」とし、同号ハ中「第二百十條ノ二、第二百十二條第一項本文若しくは第二百十二條ノ二若しくは株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第三條」を「第二百十條若しくは第二百十一條ノ三」に改め、同号中ハを「ニ」とし、次のように加える。

ホ 商法第二百十一條の規定又はこれに相当する外国の法令の規定による自己の株式の処分

第六百六十六條第二項第一号の次に次のように加える。

ハ 資本準備金又は利益準備金の減少

第六百六十六條第六項第二号の三を削り、同項第三号中「第三百七十一條第三項」を「第三百七十一條第二項」に、「第三百七十四條ノ三十一條第五項」を「第三百七十四條ノ三十一條第三項」に改め、同項第四号の二中「第二百十條ノ二、第二百十二條第一項本文若しくは第二百十二條ノ二若しくは株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第三條」を「第二百十條若しくは第二百十一條ノ三」に、「第二百十條ノ二第二項若しくは第二百十二條ノ二第一項の規定による定時総会の決議若しくは同法第三百七十五條第一項の規定による株主総会の決議若しくは株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第三條第一項に規定する取締役会の決議（同条第四項に規定する事項に係るものに限る。）」を「第二百十條第一項の規定による定時

総会の決議若しくは第二百十一條ノ三第一項に規定する取締役会の決議（同条第二項に規定する事項に係るものに限る。）に改める。

第六百六十七條第五項第一号の三を削り、同項第三号中「第三百七十一條第三項」を「第三百七十一條第二項」に、「第三百七十四條ノ三十一條第五項」を「第三百七十四條ノ三十一條第三項」に改める。

第二百八條の二に次の一号を加える。

三 第六百六十二條の二の規定による内閣府令に違反した者

（証券取引法の一部改正に伴う経過措置）

第十二條 施行日前に行われた自己株券等の買付け等及び商法等改正法附則第三條第一項若しくは第四項による場合又は附則第二十四條第一項の規定により従前の例によることとされる場合における自己株券等の買付け等については、前條の規定による改正後の証券取引法第二十四條の六の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前に行われた自己株券等の買付け等及び商法等改正法附則第三條第一項若しくは第四項による場合又は附則第二十四條第一項の規定により従前の例によることとされる場合における自己株券等の買付け等については、前條の規定による改正後の証券取引法第二十七條の二十二の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日前に商法等改正法による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八號。以下「旧商法」という。）第二百十條ノ二、第二百十二條第一項本文若しくは第二百十二條ノ二若しくは商法等改正法による廃止前の株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律（平成九年法律第五十五號。以下「旧消却特例法」という。）第三條の規定（以下この項及び第五項において「旧取得規定」という。）又はこれらに相当する外国の法令の規定による自己の株式の取得についての証券取引法第六十六條第二項第一号に規定する機関の決定が行われた場合（商法等改正

法附則第三條第一項若しくは第四項若しくは第二十四條第一項の規定により旧商法第二百十條ノ二第二項若しくは第二百十二條ノ二第一項に規定する決議若しくは旧消却特例法第三條第一項若しくは第三條の二第一項の定款の定めに基づき施行日以後に自己の株式の買受けに関する決定が行われる場合又は旧取得規定に相当する外国の法令の規定による自己の株式の取得に関する決定に基づき施行日以後に自己の株式の買受けに関する決定が行われる場合を含む。）における証券取引法第六十六條第二項の規定の適用に関しては、なお従前の例による。

4 施行日前に旧商法第二百十條ノ二第二項第三号に規定する契約に基づき株式の譲渡を請求する権利を取得した者が当該権利を行使することにより株券の買付けをする場合における証券取引法第六十六條第六項及び第六十七條第五項の規定の適用に関しては、なお従前の例による。

5 施行日前に旧取得規定若しくは旧取得規定に相当する外国の法令の規定による自己の株式の取得についての証券取引法第六十六條第六項第四号の二に規定する定時総会決議等が行われた場合（商法等改正法附則第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧商法第二百十條ノ二若しくは第二百十二條ノ二の規定又は商法等改正法附則第三條第四項若しくは第二十四條第一項の規定により施行日以後に当該定時総会決議等が行われる場合を含む。）における証券取引法第六十六條第六項第四号の二の規定の適用に関しては、なお従前の例による。

（国有財産法の一部改正）

第十三條 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三號）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第六号中「端株券」を「端株」に改める。

（水産業協同組合法の一部改正）

第十四條 水産業協同組合法（昭和二十三年法律

第二百四十二號）の一部を次のように改正する。

第十一條第六項中「同条第四項（同法）の下に「第二百十一條第三項及び」を、「第二百七十八條（同法）の下に「第二百十一條第三項」を、「第二百七十八條（同法）の下に「第二百七十八條ノ二及び」を加える。

第七十七條中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「三当ル株式」を削る。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第十五條 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一號）の一部を次のように改正する。

第九條の八第十項中「同条第四項（同法）の下に「第二百十一條第三項（会社が有する自己の株式の処分についての準用規定）及び」を、「第二百七十八條（同法）の下に「第二百十一條第三項、」を、「第十二條第二項（同法）の下に「第二十三條ノ二（会社が有する自己の持分の処分についての準用規定）及び」を加える。

第六十九條中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「二当ル株式」を削る。

（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正）

第十六條 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三號）の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「第十八條（利益準備金の積立て）を「第十八條第一項（利益準備金の積立て等）」に改める。

第六條の二第四項中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「二当ル株式」を削り、「第二百八十五條ノ十五」の下に「（第二百十一條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」を加える。

第十二條第一項第十六号中「第十八條」を「第十八條第一項」に改める。

（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十七條 直前決算期以前の決算期に信用協同組

合等（協同組合による金融事業に関する法律第二十一条に規定する信用協同組合等という。）が準備金として積み立てるべき金額に關しては、なお従前の例による。

（放送法の一部改正）

第十八条 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第五項及び第六項中「発行済株式の総数」を「総株主の議決権」に改め、「に当たる株式」を削り、「資本の過半に当たる出資口数」を「総株員の議決権の過半数」に改める。

（船主相互保険組合法の一部改正）

第十九条 船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項及び第四十八条第二項中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「二当ル株式」を削る。

（地方税法の一部改正）

第二十条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条の四第一項第二号中「若しくは端株券」を削る。

附則第三十五条の二第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第三項中「及び租税特別措置法第三十七条の十第五項に規定する支払われる金額（同項の規定により株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。）」を削り、同条第五項を削り、同条第四項中「前項」を「第三項」に、「金額」とあるのは「金額」とあるのは、「に改め、

「と、及び租税特別措置法」とあるのは「及び同法」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 道府県民税の所得割の納税義務者が交付を受ける租税特別措置法第三十七条の十第五項に規定する支払われる金額（同項の規定により株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。）は、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみ

なして、第一項の規定を適用する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条 第三十三条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）

第九条の五第一項に規定する上場会社等の株主である個人が施行日前にされた同項に規定する資本準備金をもってする株式の消却（当該株式の消却のための当該上場会社等による自己の株式の取得を含む。）により交付を受けた金銭に係る個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）

第二十二條 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「第二百八十条ノ十五第一項」の下に「（同法第二百一十一條第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第三十条の二第二項中「額面無額面ノ別、」を削る。

第六十七條第六項中「第六百六十六條第四項」を「第六百六十六條第三項」に改める。

第七十一條第六項中「同法第二百八十条ノ七中「発行価額又ハ第二百八十条ノ二第一項第九号ノ金額」とあるのは「発行価額」とを削る。

第七十三條第四項中「第二百四十一條第一項」の下に「（ただし書を除く。）」を加える。

第八十五條第二項中「第二百四十四條第二項」を「第二百四十四條第三項」に改める。

第八十六條第四項中「第二百七十七條第三項」を「第二百二十條第四項」に改める。

第九十四條第一項中「第二百四十一條」の下に「（第一項ただし書を除く。）」を加え、「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「二当ル株式」を削り、「三百株以上ノ株式」を「三百個以上ノ議決権」に改める。

第九十九條第一項中「発行済株式ノ総数」を

「総株主ノ議決権」に改め、「二当ル株式」を削る。

第二百二十三條第一項中「同法第二百八十条ノ七中「発行価額又ハ第二百八十条ノ二第一項第九号ノ金額」とあるのは「発行価額」とを削る。

第二百三十八條第四項中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「二当ル株式」を削る。

第四百四十條第二項中「発行済株式」とあるのは「発行済投資口」と、「株式」とあるのは「投資口」を「総株主ノ議決権」とあるのは「発行済投資口ノ総数」と、「過半数」とあるのは「過半数二当ル投資口」に改める。

第六百六十四條第四項中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「二当ル株式」を削る。

（日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律の一部改正）

第二十三條 日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律（昭和二十六年法律第二百十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「端株券を含む。次項において同じ。」を削る。

（日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十四條 日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律第一条の定款の定めをした株式会社のこの法律の施行前に発行している端株券への定款の規定の記載に關しては、平成十五年三月三十一日までの間、なお従前の例による。

（信用金庫法の一部改正）

第二十五条 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第五十三條第十四項中「同条第四項（同法」

の下に「第二百一十一條第三項及び」を、「第七十八條（同法）の下に「第二百一十一條第三項、」を、「第十二條第二項（同法）の下に「第二十三條ノ二及び」を加える。

第六十二條中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「二当ル株式」を削り、「第二百八十条ノ十五」の下に「（第二百一十一條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」を加える。

第六十四條中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「二当ル株式」を削る。

（会社更生法の一部改正）

第七十六條 会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「若しくは株券又は端株券」を削る。

第十四條第三項中「株主が会社に通知した住所又は株主が第二百一十一條の規定によつて管財人に届け出た住所」を「又は株主が会社に通知した住所」に改める。

第三十條第二項中「當る債權」を「當たる債權」に、「発行済株式ノ総数」を「商法（明治三十二年法律第四十八号）の規定により計算される総株主の議決権」に改め、「に當る株式」を削り、「申立」を「申立て」に改める。

第三十一條の見出し中「申立」を「申立て」に改め、同条中「申立」を「申立て」に改め、「（明治三十二年法律第四十八号）」を削る。

第三十二條第二項第六号中「総数」の下に「商法の規定により計算される総株主の議決権の数」を加え、同条第三項中「の外」を「のほか」に、「申立」を「申立て」に、「株式」を「商法の規定により計算される議決権」に改める。

第三十三條第二項中「申立」を「申立て」に、「株式」を「商法の規定により計算される議決権」に改める。

第二百二十九條第二項に次のただし書を加える。

ただし、会社が商法第二百一十一條に規定する二単元の株式の数を定めている場合にお

いては、一単元の株式につき一個の議決権を有する。

第三百三十条第一項中「記名株式を有する」を削り、同条第二項中「又は端株券を発行しないこと」を削る。

第三百三十一条を次のように改める。

第三百三十一条 削除

第三百三十一条の二第二項中「若しくは端株原簿」を「又は端株原簿」に改め、「又は前条の規定による株券若しくは端株券の預託をすることができない株主」を削り、「前二条」を「第三百三十条」に改める。

第三百三十四条第二項及び第四百四十一条第四項を削る。

第三百五十九条第五項中「第四百四十一条第一項から第三項まで」を「第四百四十一条」に、「但し」を「ただし」に、「言渡」を「言渡し」に改める。

第二百一十一条第二項中「資本の減少」の下に「株式の併合」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、株式の併合に関する条項については、資本の減少、合併又は分割に関する条項を定める場合に限り、定めることができる。

第二百二十二条第一項第一号中「額面無額面の別」を削り、同条第二項第三号中「あらたに」を「新たに」に改め、「額面無額面の別」を削る。

第二百二十三条の二第三号中「額面無額面の別」を削り、同条第四号中「で商法第二百一十一条（自己株式の処分）の規定により相当の時期に処分することを要するもの」及び「額面無額面の別」を削る。

第二百二十四条第三号中「額面無額面の別」を削り、同条第四号中「で商法第二百一十一条（自己株式の処分）の規定により相当の時期に処分することを要するもの」及び「額面無額面の別」を削る。

第二百二十五条の二第七号を次のように改める。

七 削除

第二百二十五条の三第一項第三号中「額面無額面の別」を削り、同項第四号中「で商法第二百一十一条（自己株式の処分）の規定により相当の時期に処分することを要するもの」及び「額面無額面の別」を削り、同項第九号を次のように改める。

九 削除

第二百二十五条の三第二項第二号中「額面無額面の別」を削り、同項第三号中「で商法第二百一十一条の規定により相当の時期に処分することを要するもの」及び「額面無額面の別」を削り、同項第八号を次のように改める。

八 削除

第二百二十六条第一項第三号及び第四号を次のように改める。

三及び四 削除

第二百二十六条第一項第五号中「額面無額面の別」を削り、同条第二項第一号中「から第三号まで」を「第二号」に改め、同項第二号及び第三号中「額面無額面の別」を削る。

第二百四十二条第二項中「株券及び端株券」を「及び株券」に改める。

第二百五十三條第二項中「第二百一十二条第二項」を「第二百一十三条第二項及び第三項」に、「第三項（資本減少の手続）及び」を「及び第三項（資本減少の手続）並びに」に、「適用せず、同法第三百七十七條第一項において準用する同法第二百一十七條第二項（競売以外の方法による端株の売却の許可）に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする」を「適用しない」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（株式の併合に関する商法等の規定の特例）
第二百五十三條の二 第二百一十一条の二の規定により更生計画において株式の併合を定めるときは、計画の定めによつて株式の併合をすることができる。

2 前項の場合においては、商法第二百二十条第二項（競売以外の方法による端株の売却の許可）に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする。

2 前項の場合においては、商法第二百二十条第二項（競売以外の方法による端株の売却の許可）に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする。

許可」に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする。

3 第一項の場合においては、株式の併合による変更の登記の申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本を添付しなければならない。

第二百五十四條第三項中「拘束されない」を「拘束されず、商法第二百二十条第二項に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする」に改め、同条第四項中「第二百一十六条並びに第二百一十七條（株式併合）を」並びに第二百一十六條（株式併合）に改め、同項後段を削る。

第二百五十五條第三項中「定に」を「定めに」に改め、「商法」の下に「第二百二十条第一項の規定の適用については、従前の株主に交付すべき代金から、端株につき払い込むべき金額又は給付すべき現物出資に相当する金額を控除しなければならず、同条第二項に定めた事件及び同法」を加え、同条第四項中「同条第二項中「端株券ヲ発行シタル場合ニ於テ端株券ヲ所持スル者ニ対シ新株ノ引受権ヲ与フル旨ノ定款ノ定アルトキハ」とあるのは、「無記名式ノ株券若ハ社債券又ハ端株券ヲ発行シタル場合ニ於テハ」を「通知スルコトヲ要ス」とあるのは、「通知シ且無記名式ノ社債券ヲ発行シタル場合ニ於テハ此等ノ事項ヲ公告スルコトヲ要ス」と、同条第二項及び第三項中「通知」とあるのは、「通知又ハ公告」に改め、同条第六項ただし書を削る。

第二百五十七條の二第三項中「第三百五十七條前段」を「第三百五十七條」に、「適用せず、同法第三百六十二條第一項（株式交換の場合における株式併合に関する規定の準用）において準用する同法第二百一十七條第二項に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする」を「適用しない」に改める。

第二百五十七條の三第三項中「第三百七十一条第三項」を「第三百七十一条第二項」に、「適用せず、同法第三百七十一条第一項（株式

移転の場合における株式併合に関する規定の準用）において準用する同法第二百一十七條第二項に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする」を「適用しない」に改める。

第二百五十八條第三項中「第四百一十三条ノ二第一項前段」を「第四百一十三条ノ二第一項」に、「適用せず、同法第四百一十六條第三項（合併の場合における株式併合に関する規定の準用）において準用する同法第二百一十七條第二項に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする」を「適用しない」に改め、同条第七項中「第九十條第一号から第六号まで」を「第九十條第一号から第四号まで及び第六号」に改め、同条第十一項中「第九十條第一号及び第三号から第九号まで」を「第九十條第一号、第三号、第四号及び第六号から第九号まで」に改める。

第二百五十八條の二第三項中「適用せず、同法第二百一十四條ノ十五第二項及び第三項（新設分割の場合における株式併合に関する規定の準用）において準用する同法第二百一十七條第二項に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする」を「適用しない」に改める。

第二百五十八條の三第三項中「第三百七十四條ノ三十一第一項」を「第三百七十四條ノ三十一第三項」に、「適用せず、同法第三百七十四條ノ三十一第二項及び第三項（吸収分割の場合における株式併合に関する規定の準用）において準用する同法第二百一十七條第二項に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする」を「適用しない」に改める。

第二百五十九條第二項中「定」を「定め」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、商法第二百一十條第二項に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする。

第二百六十條第五項中「第六百六十六條第三項」を「第六百六十六條第二項」に改める。

第二百六十二條第一項中「第二百一十二條第二項」を「第二百一十三條第二項」に、「第二百一十三

く。」を加え、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 法人の株主等がその法人の自己の株式の取得（証券取引法第二十四条に規定する証券取引所の開設する市場における購入による取得その他の政令で定める取得を除く。）により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

第三十七条の十三第一項中「を払込み」の下に「これらの株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。」を加える。

第九十一条の四第一項中「商法等の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十四号）附則第十六条第一項」を「同法第二百二十一条第一項本文」に、「一単位の株式の数」を「一単元の株式の数」に改め、「株主総会の決議」の下に「若しくは同条第二項の規定による一単元の株式の数の変更に係る取締役会の決議」を加え、「印紙税法別表第一第四号に掲げる株券以下この条において「株券」という。」を「株券」に改め、「（当該株式の分割が額面株式の一株の金額を減少させるものである場合には、当該金額の減少により、その株主から提出された株券と交換するために新たに発行する株券を含む。）」を削る。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条 前条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この条において「新租税特別措置法」という。）第九条の四の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する譲渡の対価として交付を受ける金銭について適用し、個人が施行日前に行つた前条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧租税特別措置法」という。）第九条の四第一項に規定する譲渡の対価として交付を受けた金銭については、なお従前の例による。

2 商法等改正法附則第三条第一項若しくは第四項又は第二十四条第一項の規定の適用がある場合

合における新租税特別措置法第九条の四の規定の適用については、同条第一項に規定する公開買付けには、第十二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされる同項に規定する自己株券等の買付け等に係る第十一条の規定による改正前の証券取引法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けを含むものとする。

3 商法等改正法附則第三条第一項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第九条の四の規定の適用については、同条第一項に規定する自己の株式の取得には、商法等改正法附則第三条第一項の規定に基づき旧商法第二百十條ノ二第二項（商法等改正法附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）に規定する決議をした株式会社が行う自己の株式の買受けによる当該自己の株式の取得を含まないものとする。

4 旧租税特別措置法第九条の五第一項に規定する上場会社等の株主である個人が施行日前にされた同項に規定する資本準備金をもつてする株式の消却（当該株式の消却のための当該上場会社等による自己の株式の取得を含む。）により交付を受けた金銭については、なお従前の例による。

5 個人が施行日前にされた旧租税特別措置法第三十七条の十第四項第四号（旧租税特別措置法第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。）に規定する株式の消却（当該株式の消却のための同号の法人による自己の株式又は出資の取得を含む。）により交付を受けた同号に規定する金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額（次項において「金銭等の額」という。）については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第三十七条の十第四項（同項第五号に係る部分に限るものとし、新租税特別措置法第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。）の規定は、個人が施行日以後にされる同号に規定する自己の株式の取得に

より交付を受ける金銭等の額について適用する。

7 商法等改正法附則第三条第一項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第三十七条の十第四項（新租税特別措置法第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新租税特別措置法第三十七條の十第四項第五号に規定する自己の株式の取得には、商法等改正法附則第三条第一項の規定に基づき旧商法第二百十條ノ二第二項（商法等改正法附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）に規定する決議をした株式会社が行う自己の株式の買受けによる当該自己の株式の取得を含まないものとする。

8 前三項の規定の適用がある場合における経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十一年法律第八号）第六条の規定の適用については、同法第二条第三号中「規定並びに」とあるのは「規定」と、「第二条の規定」とあるのは「第二条の規定並びに商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成十三年法律第 号）第三十四条第五項から第七項までの規定」とする。

9 施行日前に行われた旧租税特別措置法第九十一条の四第一項に規定する株式の分割（以下この項及び次項において「株式の分割」という。）に併せて同条第一項に規定する一単位の株式の数（次項及び第十一項において「一単位の株式の数」という。）を増加させる株式の分割（額面株式の一株の金額を変更させるものを除く。）により施行日以後に作成する同条第一項第一号又は第三号に規定する株券に係る印紙税については、なお従前の例による。

10 施行日前に行われた株式の分割に係る取締役会の決議に基づき施行日以後に作成する旧租税特別措置法第九十一条の四第一項第一号又は第三号に規定する株券（当該株式の分割が額面株式の一株の金額を減少させるものである場合に作成する株券（額面株式の一株の金額を減少させる株式の分割に併せて一単位の株式の数を増加させる株式の分割により作成するものを含む。）に限る。）に係る印紙税については、なお従前の例による。

11 施行日前に行われた一単位の株式の数の変更により施行日以後に作成する旧租税特別措置法第九十一条の四第一項第二号又は第三号に規定する株券に係る印紙税については、なお従前の例による。

（内航海運組合法の一部改正）
第三十五条 内航海運組合法（昭和三十二年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。
第五十五条中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「二当ル株式」を削る。
（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正）
第三十六条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。
第五十二条中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「二当ル株式」を削る。
（中小企業団体の組織に関する法律の一部改正）
第三十七条 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十一年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。
第一百条の七第三項中「第二百七条第一項及び第二項」を「第二百二十条第一項から第三項まで」に、同条第四項中「第二項及び第三項」を「及び第二項」に改める。
第一百条の九第二項中「第二百八十八条ノ二第三項」を「第二百八十八条ノ二第五項」に改める。

（国税徴収法の一部改正）
第三十八条 国税徴収法（昭和三十四年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。
第三十五条第一項第二号中「若しくは端株券」を削る。

(障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正)
第三十九条 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条の二第二項中「発行済株式の総数」を「総株主の議決権」に、「数の株式」を「数の議決権」に、「資本の総額」を「総株員の議決権」に、「額に相当する出資口数」を「数の議決権」に改め、同条第二項中「株式若しくは資本」を「議決権」に改める。

(商店街振興組合法の一部改正)
第四十条 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第七十八条中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「二当ル株式」を削る。

(商業登記法の一部改正)
第四十一条 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第八十四条の二中「(資本減少の場合を除く。)」を削る。

第八十五条を次のように改める。

第八十五条 削除

第八十七条第二号中「併合又は」を削る。

第八十九条の二第五号中「第三百五十七条前段」を「第三百五十七条」に改め、同条第六号中「株式の総数」を「議決権の総数及び総株主の議決権の数」に改める。

第八十九条の三第三号中「第三百六十七條前段」を「第三百六十七条」に改める。

第八十九条の五第一項第五号中「第三百七十四條ノ五前段」を「第三百七十四条ノ五」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 削除

第八十九条の六第四号中「第三百七十四條ノ二十一前段」を「第三百七十四条ノ二十一」に改め、同条第六号中「株式の総数」を「議決権の総数及び総株主の議決権の数」に改め、同条第九号中「第八十九条の五第一項第三号及び第

七号」を「前条第一項第三号」に改める。
第九十条第五号を次のように改める。

五 削除

第九十条第七号中「第四百十三條ノ二第一項前段」を「第四百十三條ノ二第一項」に改め、同条第九号中「株式の総数」を「議決権の総数及び総株主の議決権の数」に改める。

第九十一条第一号中「第六号まで」を「第四百十三條ノ二第二項前段」を「第四百十三條ノ二第二項」に改める。

第九十七条の二第二項第三号中「及び第五号から第七号まで」を「第五号及び第六号」に改める。

(商業登記法の一部改正に伴う経過措置)
第四十二条 この法律の施行前に決議をした株式の分割、商法等改正法附則第十一条に規定する株式交換並びに会社の分割及び合併、商法等改正法附則第十七条に規定する会社の分割、商法等改正法附則第十八条に規定する資本の減少(株式会社に係るものに限る。)並びに商法等改正法附則第十九条に規定する会社の合併の登記の申請書の添付書類に關しては、なお従前の例による。

(所得税法の一部改正)
第四十三条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
第二十五条第一項第四号中「株式の消却」の下に「(取得した株式について行うものを除く。)」を加え、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 当該法人の自己の株式の取得(証券取引法第二条第十四項(定義)に規定する証券取引所の開設する市場における購入による取得その他の政令で定める取得を除く。)

(所得税法の一部改正に伴う経過措置)
第四十四条 前条の規定による改正前の所得税法第二十五条第一項に規定する株主等(次項において「株主等」という。)が施行日前にされた

同条第一項第四号に掲げる株式の消却(当該株式の消却のための同号の法人による自己の株式又は出資の取得を含む。)により交付を受けた同項に規定する金銭その他の資産(次項において「金銭等」という。)については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の所得税法(次項において「新所得税法」という。)第二十五条第一項(同項第五号に係る部分に限る。)の規定は、株主等が施行日以後にされる同号に掲げる自己の株式の取得により交付を受ける金銭等について適用する。

3 商法等改正法附則第三条第一項の規定の適用がある場合における新所得税法第二十五条の規定の適用については、同条第一項第五号に規定する自己の株式の取得には、商法等改正法附則第三条第一項の規定に基づき旧商法第二百十條ノ二第二項(商法等改正法附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。)に規定する決議をした株式会社が行う自己の株式の買受けによる当該自己の株式の取得を含まないものとする。

(法人税法の一部改正)

第四十五条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第十七号中「ヲからネまで」を「ヲからナまで」に改め、同号イ中「(商法第二百八十八條ノ二第二項(資本準備金)の規定により同条第一項の資本準備金として積み立てなかつた金額を除く。)」を削り、同号ヨ中「次号ル」を「次号カ」に改め、同号ソ中「株式の消却」の下に「(取得した株式について行うものを除く。)」を加え、同号ネを同号ナとし、同号ツ中「ツ」を「ネ」に改め、同号ツを同号ネとし、同号ソの次に次のように加える。

ツ 株式の消却(取得した株式について行うものに限る。)(直前の当該株式の帳簿価額を当該直前の当該株式の数で除し、これに当該消却に係る株式の数を乗

じて計算した金額から当該消却により減少した資本の金額又は出資金額を減算した金額

第二条第十八号中「ハからルまで」を「ハからカまで」に改め、同号ヌ中「前号レからツまで」を「前号レに規定する合計額」に、「それぞれ同号レからツまでに規定する減資資本等金額、消却資本等金額又は退社資本等金額」を「同号レに規定する減資資本等金額」に改め、同号ルを同号カとし、同号ヌの次に次のように加える。

ル 前号ソに規定する合計額が同号ソに規定する消却資本等金額を超える場合における当該超える部分の金額

ヲ 第二十四条第一項第五号に規定する自己の株式の取得により交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額が取得資本等金額(当該取得の直前の資本等の金額を当該直前の発行済株式又は出資の総数で除して計算した金額に当該取得をした株式の数を乗じて計算した金額をいう。を超える場合における当該超える部分の金額

ワ 前号ネに規定する合計額が同号ネに規定する退社資本等金額を超える場合における当該超える部分の金額

第二十四条第一項第四号中「株式の消却」の下に「(取得した株式について行うものを除く。)」を加え、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 自己の株式の取得(証券取引所の開設する市場における購入による取得その他の政令で定める取得を除く。)

(法人税法の一部改正に伴う経過措置)
第四十六条 前条の規定による改正後の法人税法(以下この項及び第四項において「新法人税法」という。)第二条(第十七号イに係る部分を除く。及び第二十四条第一項の規定は、次項及び第三項に定めるものを除き、法人が施行日以

後に行う自己の株式（出資を含む。以下この項において同じ。）の消却（商法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によるものとされるものの消却（以下この項において「経過措置対象自己株式消却」という。）を除く。）、法人が行う施行日以後に行う自己の株式の取得、当該消却を行う法人の新法人税法第二十四条第一項に規定する株主等である法人（以下この項において「株主等」という。）が当該消却により交付を受ける同条第一項に規定する金銭その他の資産（以下この条において「金銭等」という。）及び当該取得を行う法人の株主等が当該取得により交付を受ける金銭等について適用し、法人が行う施行日以前に行った自己の株式の消却（経過措置対象自己株式消却を含む。）、法人が行う施行日以前に行った自己の株式の取得、当該消却を行った法人の株主等が当該取得により交付を受けた金銭等及び当該取得を行った法人の株主等が当該取得により交付を受けた金銭等については、なお従前の例による。	株の発行（商法等改正法附則第十二条の規定によりなお従前の例によるものとされる同条に規定する新株の発行（以下この項において「経過措置対象新株発行」という。）を除く。）、について適用し、法人が行う施行日以前に行った新株の発行（経過措置対象新株発行を含む。）、については、なお従前の例による。 （印紙税法の一部改正） 第四十七条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。 別表第一 第四号の課税物件の定義欄1を削り、同欄2を同欄1とし、同欄3を同欄2とし、同号の課税標準及び税率欄中「端株券にあつては、端株の一株に対する割合。以下この号において同じ。」を削る。 （印紙税法の一部改正等に伴う経過措置） 第四十八条 平成十五年三月三十一日までの間に作成する端株券に係る印紙税については、なお従前の例による。	第五十条 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。 第七十七条第一項中「第二百八十条ノ十五」の下に「（同法第二百八十一条第三項において準用する場合を含む。）を、第三百八十条（二）の下に「（同法第二百八十九条第三項、）を加える。第八十六条第一項中「第二百八十条ノ二」の下に「（同法第二百八十一条第三項において準用する場合を含む。）を加える。 （預金保険法の一部改正に伴う経過措置） 第五十一条 この法律の施行前に発行されている端株券については、前条の規定による改正後の預金保険法の規定にかかわらず、平成十五年三月三十一日までの間、なお従前の例による。 （株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部改正） 第五十二条 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。 第二十五条中「第二百八十条ノ十五第二項」及び「第二百八十条ノ十六」の下に「（第二百八十一条第三項において準用する場合を含む。）を、第三百八十条第二項及び第三項」の下に「（これらの規定を第二百八十九条第三項において準用する場合を含む。）を加える。 （森林組合法の一部改正） 第五十三条 森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。 第九十二条中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「二当ル株式」を削る。 （銀行法の一部改正） 第五十四条 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。 第十八条の見出しを「（利益準備金の積立て等）」に改め、同条中「銀行は、」の下に「資本準備金の額と併せて」を加え、同条に次の一項を加える。	2 銀行に対する商法第二百八十九条第二項（法定準備金の減少）の規定の適用については、同項中「資本ノ四分ノ一二相当スル額」とあるのは、「資本ノ額」とする。 第六十五条第九号中「利益準備金を積み立てなかつた」を「利益準備金を積み立てず、又は資本準備金若しくは利益準備金を使用した」に改める。 （銀行法の一部改正に伴う経過措置） 第五十五条 直前決算期以前の決算期に銀行（銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。）が利益準備金として積み立てるべき金額に關しては、なお従前の例による。 （株券等の保管及び振替に関する法律の一部改正） 第五十六条 株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）の一部を次のように改正する。 目次中「第三十九条」を「第三十九条・第三十九條の二」に、「第三十九條の二」を「第三十九條の二の二」に改める。 第二十八条第二項を次のように改める。 2 商法第二百八十一条第五項本文の規定により一単元の株式の數に満たない數の株式（以下この項及び第三十四条において「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない旨の定款の定めがある場合においては、前項の規定は、単元未満株式に係る株券については、適用しない。 第三十一条第一項第二号中「第二百八十条ノ四第二項」を「第二百八十条ノ四第三項」に、「第二百七十四條ノ三十一第五項」を「第二百七十四條ノ三十一第三項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。 第三十二条第四項中「前条第五項」を「前条第四項」に改める。 第三十四条の見出し中「単位未満株式」を「単元未満株式」に改め、同条第一項中「単位未満株式」を「単元未満株式」に、「商法等の一部
4 新法人税法第二条（第十七号イに係る部分に限る。）の規定は、法人が行う施行日以後に行う新	3 商法等改正法附則第二十四条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされる同項に規定する消却に係る消却法人（当該消却を行う法人をいう。）の法人税及び当該消却により交付を受ける金銭等に係る金銭等取得法人（当該金銭等の交付を受ける法人をいう。）の法人税については、なお従前の例による。	（預金保険法の一部改正） 第二十一条第二項中「第二百七十七条」を「第二百二十条」に改める。	（預金保険法の一部改正） 第二十一条第二項中「第二百七十七条」を「第二百二十条」に改める。

を改正する法律附則第十九条第一項」を「商法第二百一十一条第六項において準用する同法第二百二十条ノ六第一項」に改め、同項後段を削り、同条第三項中「単位未満株式」を「単元未満株式」に改める。

第三十五条を次のように改める。

第三十五条 削除

第三十九条第三項中「第二項及び第四項」を「及び第二項」に、「第三十四條並びに第三十五條第二項」を「並びに第三十四條」に改め、同条第五項中「同条第二項及び第四項」を「並びに第二項」に、「第三十四條並びに第三十五條第二項」を「並びに第三十四條」に改め、同条第六項中「第二項及び第四項、第三十四條並びに第三十五條第二項」を「及び第二項並びに第三十四條」に改め、同条第七項中「第二項及び第四項」を「及び第二項」に、「第三十四條並びに第三十五條第二項」を「並びに第三十四條」に改める。

第三十九条の二を第三十九條の二の二とし、第四章中第三十九條の次に次の一條を加える。
第三十九條の二 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券が保管振替機関に預託されている場合においては、発行済優先出資の総口数の百分の一、百分の三又は十分の一以上に当たる優先出資を有する優先出資社員の特権の行使についての規定の適用並びに社員総会及び優先出資社員を構成員とする総会の決議については、実質優先出資社員名簿に記載された優先出資の合計口数を超える保管振替機関名義優先出資の口数は、発行済優先出資の総口数に算入しない。

2 前項の規定は、資産の流動化に関する法律に規定する受益証券、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、主務省令で定める。

第四十五条第七号中「第四項」を「第五項」に、「第五項」を「第四項」に改める。
(株券等の保管及び振替に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五十七条 前条の規定による改正前の株券等の保管及び振替に関する法律(以下「旧保管振替法」という。)第三十一条第一項各号に掲げる時又は日が施行日前の日である場合における保管振替機関が行うその時又は日の実質株主についての通知に関しては、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の株券等の保管及び振替に関する法律(以下「新保管振替法」という。)第三十一条第一項各号に掲げる時又は日(第四項において「基準日」という。)が施行日である場合においては、保管振替機関は、新保管振替法第三十条第一項の規定により単元未満株式のみを有するものとみなされる実質株主については、新保管振替法第三十一条第一項の通知をすることができない。ただし、この法律の施行前に旧保管振替法第三十一条第一項又は第二項の規定による通知をした者(その一般承継人を含み、実質株主でなくなった旨の通知をした者を除く。)については、この限りでない。

3 この法律の施行前に招集の手続が開始された場合における株主総会の決議又は旧商法第三百四十五条第一項(第三百四十六条において準用する場合を含む。)の規定によるある種類の株主の総会の決議については、株券等の保管及び振替に関する法律第三十二条第一項の実質株主名簿に記載された株式の合計数を超える同法第二十九条第二項に規定する保管振替機関名義株式に関しては、なお従前の例による。

4 この法律の施行後最初に株式会社が新保管振替法第三十一条第一項の規定による通知(その通知が第一項の通知又は基準日が施行日である場合における通知であるときは、その次に保管振替機関が行うべき通知)を受けるまでは、実質株主名簿に記載された株式の合計数を超える数の保管振替機関名義株式であつて預託株券に

係るものに関する保管振替機関による株式の発行についての株主としての権利の行使に関しては、なお従前の例による。

(関西国際空港株式会社法の一部改正)

第五十八条 関西国際空港株式会社法(昭和五十九年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項を削り、同条第二項中「会社」を「関西国際空港株式会社(以下「会社」という。)」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第二十四条第二号及び第二十八條第一項第一号中「第四條第四項」を「第四條第三項」に改める。

(金融先物取引法の一部改正)

第五十九条 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三十四條の九第二項中「第二百十七條第一項及び第二項」を「第二百二十條第一項から第三項まで」に改める。

第三十四條の十一第二項中「第二百八十八條ノ二第六項」を「第二百八十八條ノ二第五項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

第三十四條の十二第一項第四号中「額面無額面の別、」を削る。

第三十四條の十六第一項中「第二項及び第三項、第六十八條ノ三並びに第二百八十四條ノ二第二項」を「及び第二項」に改める。

(特定通信・放送開業事業実施円滑化法の一部改正)

第六十条 特定通信・放送開業事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「第二百十條ノ二第二項第三号に規定する契約に基づき譲渡するために自己の株式を買い受ける場合及び同法」を削り、「同法第二百十條ノ二第四項及び第二百八十八條ノ十九第三項の」を「同条第三項の」に、「同

法第二百十條ノ二第四項及び第二百八十八條ノ十九第三項中」を「同項中」に改め、同条第二項中「第二百十條ノ二第二項又は」を削る。

(特定通信・放送開業事業実施円滑化法の一部改正に伴う経過措置)

第六十一条 この法律の施行前に招集の手続が開始された直前決算期に関する定時総会においてこの法律の施行後にする自己の株式の買受けに関する決議については、前条の規定による改正前の特定通信・放送開業事業実施円滑化法第八條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十條ノ二第二項第三号」とあるのは「商法等の一部を改正する等の法律(平成十三年法律第 号)附則第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧商法(商法等の一部を改正する等の法律附則第二條に規定する旧商法をいう。以下同じ。)」第二百十條ノ二第二項第三号」と、「同法第二百十條ノ十九第一項」とあるのは「商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十條ノ二第四項及び第二百八十八條ノ十九第三項」とあるのは「旧商法第二百十條ノ二第四項及び商法第二百二十條ノ二第二項又は第二百八十八條ノ十九第二項」とあるのは「旧商法第二百十條ノ二第二項又は商法第二百八十八條ノ十九第二項」とする。

(旧通信・放送開業法の一部改正)

第六十二条 商法の一部を改正する法律(平成九年法律第五十六号)附則第十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十條の規定による改正前の特定通信・放送開業事業実施円滑化法(次条において「旧通信・放送開業法」という。)の一部を次のように改正する。

第八條第一項第一号中「額面無額面の別、」を削り、同条第二項中「第二條第十一項」を「第

「第二条第十四項」に、「第六十七條第一項」を「第二条第十一項」に改める。

第九条第一項中「及び端株券」を削る。

（旧通信・放送開発法の一部改正に伴う経過措置）

第六十三條 旧通信・放送開発法第八條第二項に規定する定款の定めをした認定会社のこの法律の施行前に発行している端株券への当該定款の定めをした旨の記載に関しては、平成十五年三月三十一日までの間、なお従前の例による。

（政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部改正）

第六十四條 政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律（平成四年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「株数及び額面金額の総額」を「及び株数」に改める。

（協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正）

第六十五條 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第六條第五項中「第二百八十条ノ四第二項（新株引受権の割当期日等）並びに第二百八十条ノ五第一項、第三項及び第四項」を「第二百八十条ノ四第三項（新株引受権の割当期日等）及び第二百八十条ノ五」に、「同法第二百八十条ノ四第二項」を「同法第二百八十条ノ四第三項」に改め、「額面無額面ノ別」を削る。

第十四條中「及端株券」を削る。

第十五條第五項中「及端株券」を削り、「並二前條第二項」を「及前條第三項」に改める。

第十六條第五項中「第二百九條第一項から第三項まで（株式分割により株券の提出を必要としない場合における分割期日等）」を「第二百九條（株式分割の場合における分割期日等）」に、「第二百七條第一項本文、第二項及び第三項」を「第二百一十條第一項本文、第二項及び第四項」に、「第二百九條第一項中「株

券及端株券」とあるのは「優先出資証券」を「第二百九條第一項中「前條第一項」とあるのは「優先出資法第十六條第一項」に改め、「額面無額面ノ別」を削り、「第二百一十五條第一項中「株券及端株券」を「第二百一十五條第一項中「株券」に、「並二前條第二項」を「及前條第三項」に改め、「又ハ旧端株券」及び「又ハ新端株券」を削り、「第二百一十七條第一項本文」を「第二百一十條第一項本文」に、「同條第三項中「株券又ハ端株券」を「同條第二項中「売却シ又ハ買受ケ」とあるのは「売却シ」と、同條第四項中「株券」に改める。

第二十五條中「株式引受人」の下に「質権者又ハ端株主」を、「若ハ引受人」の下に「又ハ質権者」を加える。

第二十六條第二項中「及端株券」を削る。

（中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正）

第六十六條 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第八條の五第一項中「第二百十條ノ二第二項第三号に規定する契約に基づき譲渡するために自己の株式を買受ける場合及び同法」を削り、「同法第二百十條ノ二第四項及び第二百八十條ノ十九第三項の規定」を「同條第三項の規定」に、「同法第二百十條ノ二第四項及び第二百八十條ノ十九第三項中」を「同項中」に改め、同條第二項中「第二條第十一項」を「第二條第十四項」に改め、「第二百十條ノ二第二項又は」を削る。

（中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正に伴う経過措置）

第六十七條 この法律の施行前に招集の手続が開

始された直前決算期に関する定時総会においてこの法律の施行後にする自己の株式の買受けに関する決議については、前條の規定による改正前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第八條の五の規定は、なおその効力

を有する。この場合において、同條第一項中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十條ノ二第二項第三号」とあるのは「商法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第

号）附則第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧商法（商法等の一部を改正する等の法律附則第二條に規定する旧商法をいう。以下同じ。）第二百十條ノ二第二項第三号」と、「同法第二百十條ノ十九第一項」とあるのは「商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十條ノ十九第一項」と、「同法第二百十條ノ二第四項及び第二百八十條ノ十九第三項」とあるのは「旧商法第二百十條ノ二第四項及び商法第二百十條ノ十九第三項」と、同條第二項中「商法第二百十條ノ二第二項又は第二百十條ノ十九第二項」とあるのは「旧商法第二百十條ノ二第二項又は商法第二百十條ノ十九第二項」とする。

（保険業法の一部改正）

第六十八條 保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第九條第二項中「（株式申込証）」の下に「（同法第二百一十條第三項（会社が有する自己の株式の処分についての準用規定）において準用する場合を含む。）」を加える。

第十一條第二項中「第二百三十條ノ七第二項」を「第二百二十條ノ四第二項」に改める。

第十四條の見出しを「（利益準備金等）」に改め、同條中「（会社は）」の下に「（資本準備金の額と併せて）」を加え、同條に次の一項を加える。

2 会社に対する商法第二百八十九條第二項（法定準備金の減少）の規定の適用については、同項中「（資本ノ四分ノ一ニ相当スル額）」とあるのは、「（資本ノ額）」とする。

第十五條第一項中「又は同法第二百一十二條第一項ただし書、第二百一十二條ノ二第一項若しくは株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律（平成九年法律第五十五号）第三條第一項」を、「同法第二百十條（自己の株式の買受

け）若しくは第二百一十條ノ三第一項（子会社の有する自己の株式の買受け）の株式の買受け又は同法第二百一十三條第一項」に改める。

第二百一十二條第四項中「第六十六條第四項」を「第六十六條第三項」に改める。

第四十一條中「（発行済株式ノ総数）」を「（総株主ノ議決権）」に改め、「（二当ル株式）」を削る。

第五十一條第二項中「（株主ノ有スベキ株式）」を「（株主ノ有スベキ議決権）」に、「（発行済株式ノ総数）」を「（総株主ノ議決権）」に、「（引続キ発行済株式ノ総数）」を「（引続キ総株主ノ議決権）」に、「（百分ノ三以上ニ当ル株式）」を「（百分ノ三以上）」に改める。

第五十三條第二項中「（株主ノ有スベキ株式）」を「（株主ノ有スベキ議決権）」に、「（発行済株式ノ総数）」を「（総株主ノ議決権）」に改め、「（二当ル株式）」を削る。

第五十九條第一項中「（発行済株式ノ総数）」を「（総株主ノ議決権）」に改め、「（二当ル株式）」を削る。

第六十條第四項中「又ハ第二百八十條ノ二第一項第九号ノ金額」を削る。

第八十六條第五項第二号中「及び額面株式を発行するときは、一株の金額」を削り、同項第三号中「額面又は無額面の別並びに」を削る。

第八十九條第三項中「第二百一十七條第一項本文及び第二項」を「第二百一十條第一項本文、第二項及び第三項」に改め、同項後段及び同條第四項を削り、同條第五項中「第二百三十條ノ八ノ二第二項から第六項まで」を「第二百三十條ノ六」に改め、同項を同條第四項とし、同條第六項を同條第五項とし、同條第七項を同條第六項とする。

第九十一條第二項中「第二百八十八條ノ二第六項」を「第二百八十八條ノ二第五項」に、「同條第六項」を「同條第五項」に改める。

第九十二條の二第二項第四号及び第九十二條の四第一号中「額面又は無額面の別」を削る。

第九十二條の六第二項中「第五項まで」を「第

四項まで」に、「第七項の」を「第六項の」に改め、「及び第五項」を削り、「同条第七項」を「同条第六項」に改める。

第九十二條の七第二号中「及び額面又は無額面の別」を削る。

第九十二條の九第二項中「第三百七十一條第三項」を「第三百七十一條第二項」に改める。

第九十四條第一項中「第二項及び第三項」定款の記載事項、第六十八條ノ三（設立の際の無額面株式の発行価額）並びに第一百八十四條ノ二第二項（払込剰余金）を「及び第二項（定款の記載事項）」に改める。

第六百五十一條中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「二当ル株式」を削り、「第二百八十八條ノ十五」の下に「（第二百一十一條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」を加える。

第六百六十四條第一項第二号中「額面又は無額面の別」を削り、同条第三項中「第五項まで」を「第四項まで」に、「第七項の」を「第六項の」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改め、同条第四項中「第二百八十八條ノ二第六項」を「第二百八十八條ノ二第五項」に改める。

第六百八十三條第一項及び第六百八十四條中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「二当ル株式」を削る。

第二百四十二條第一項中「（新株発行の無効の訴え）（の下に「同法第二百一十一條第三項（会社）が有する自己の株式の処分についての準用規定）及び」を、「（資本減少無効の訴え）（の下に「同法第二百八十九條第三項（準備金の減少に關する準用規定）において準用する場合を含む。」）を加える。

第二百四十九條の二第二項中「（新株の有利発行）」の下に「（同法第二百一十一條第三項（会社）が有する自己の株式の処分についての準用規定）において準用する場合を含む。」）を加える。

第三百三十三條第一項第五号中「第二百八十八條ノ二第六項」を「第二百八十八條ノ二第五項」に改める。

（保險業法の一部改正に伴う経過措置）
第六十九條 直前決算期以前の決算期に保險会社（保險業法第二條第二項に規定する保險会社）同條第五項に規定する相互会社を除く。）をいう。）が利益準備金として積み立てるべき金額に關しては、なお従前の例による。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）
第七十條 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第六條第二号中「額面無額面の別」を削り、同条第三号中「で商法（明治三十二年法律第四十八號）第二百一十一條の規定により相當の時期に処分することを要するもの」及び「額面無額面の別」を削る。

第十二條第四項中「商法第四百八條ノ二及び第四百十三條ノ二第一項前段」を「商法（明治三十二年法律第四十八號）第四百八條ノ二及び第四百十三條ノ二第一項」に、「第二百十七條第二項又は合併轉換法第五條第一項の規定によりその例によることとされる商法第四百十六條第三項において準用する同法第二百十七條第二項」を「第二百二十條第二項」に改める。

第十三條第三項中「第二百十七條第二項」を「第二百二十條第二項」に改める。

第十八條の三第一項の表第二百五十三條第二項の項、第二百五十八條第三項の項、第二百五十八條の二第三項の項及び第二百五十八條の三第三項の項中「は、適用せず、同法」及び「は、適用せず、商法」を削る。

第十八條の四第二号中「額面無額面の別」を削り、同条第三号中「で商法第二百一十一條の規定により相當の時期に処分することを要するもの」及び「額面無額面の別」を削る。

第十八條の十二第四項中「第四百十三條ノ二第一項前段」を「第四百十三條ノ二第一項」に、「第二百十七條第二項又は保險業法第五百五十九條第三項の規定により従ふものとされる商法第四百十六條第三項において準用する同法第二百十七條第二項」を「第二百二十條第二項」に改める。

第二百二十二條第二項中「若しくは株券又は」とあるのは「又は」とを削る。

第三十一條中「発行済株式の総数」の下に「商法の規定により計算される総株主の議決権の数」を加え、「株式の数」を「商法の規定により計算される議決権の数」に改める。

第一百二十二條第三号中「額面無額面の別」を削り、同条第四号中「で商法第二百一十一條の規定により相當の時期に処分することを要するもの」及び「額面無額面の別」を削る。

第一百十七條第一項第三号を次のように改める。

三 削除

第一百十七條第一項第五号中「額面無額面の別」を削る。

第二百二十六條中「株券及び端株券」を「及び株券」に改める。

第三百三十七條第四項中「第二百十七條第二項又は合併轉換法第五條第一項の規定によりその例によることとされる商法第四百十六條第三項において準用する同法第二百十七條第二項」を「第二百二十條第二項」に改める。

第三百三十八條第三項中「第二百十七條第二項」を「第二百二十條第二項」に改める。

「第二百十七條第二項」を「第二百二十條第二項」に改める。

この場合においては、商法第二百二十條第二項に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする。

第四百四十二條第四項中「並びに第二百五十四條第四項」及び「同法第二百五十四條第四項中「第二百五十五條第一項及び第二項、第二百五十六條並びに第二百五十七條」とあるのは「第二百五十七條第一項及び第二項」と、「株主」とあるのは「組合員等（更生特例法第二條第十項に規定する組合員等をいう。）」とを削る。

第四百四十五條第一項中「端株券の交付又は」を削り、同条第三項を削る。

第六百六十條の五第二項中「若しくは株券又は」とあるのは「を發行している場合又は組織變更後の株式会社が無記名式の社債券若しくは」を「が無記名式の社債券」とあるのは「又は組織變更後の株式会社が無記名式の社債券」に改める。

第六百六十條の十四中「発行済株式の総数」の下に「商法の規定により計算される総株主の議決権の数」を加え、「株式の数」を「商法の規定により計算される議決権の数」に改める。

第六百六十條の九十三第三号中「額面無額面の別」を削り、同条第四号中「で商法第二百一十一條の規定により相當の時期に処分することを要するもの」及び「額面無額面の別」を削る。

第六百六十條の九十七第一項第五号並びに第六百六十條の九十八第一号及び第四号中「額面無額面の別」を削る。

三 削除

第六百六十條の九十七第一項第五号並びに第六百六十條の九十八第一号及び第四号中「額面無額面の別」を削る。

要するもの」及び「額面無額面の別」を削る。

第二百六十条の百二十三第四項中「第二百七十七
条第二項又は保険業法第五十九條第三項の規
定により従うものとされる商法第四百十六條第
三項において準用する同法第二百七十七條第二
項」を「第二百二十條第二項」に改める。

第二百六十条の百二十四第三項中「第二百十七
条第二項」を「第二百二十條第二項」に改める。

第二百六十条の百二十五第三項中「第二百八十
条ノ五第一項、第三項及び第四項」を「第二百
八十條ノ五」に改め、「同条第三項中「前二
項ノ通知又はハ公告ハ第一項」とあるのは「第一
項ノ通知ハ同項」と、同条第四項中「通知又はハ
公告」とあるのは「通知」とを削り、同条第
五項中「第二百七十七條第一項及び第二項」を「第
二百二十條第一項から第三項まで」に改め、同
条第六項中「第二百七十七條第二項」を「第二百
二十條第二項」に改める。

第二百六十条の百二十八第三項中「第二百十六
条第三項」を「第二百十六條第二項」に改める。
第二百六十条の百二十九第三項及び第二百六十
条の百三十第三項中「第二百七十七條第二項」を「第
二百二十條第二項」に改める。

第二百六十条の百三十一第二項に後段として次
のように加える。
この場合においては、商法第二百二十條第
二項に定めた事件は、更生裁判所の管轄とす
る。

第二百六十条の百三十一第四項中「並びに第二
百五十四條第四項」及び「同法第二百五十四
條第四項中「第二百五十五條第一項及び第二項、
第二百六十六條並びに第二百七十七條」とあるのは
「第二百七十七條第一項及び第二項」と、「株主」
とあるのは「社員」とを削る。

第二百六十条の百三十四第一項中「、端株券の
交付又は」を削り、同条第五項を削る。
第二百一十一條第一項第三号中「を怠り、又は同
条第三項において準用する会社更生法第二百六
十二條第五項の規定に違反して株式の処分をす

ることを」を削る。
第二百一十一條第一項第二号中「を怠り、又は同
条第五項において準用する会社更生法第二百六
十二條第五項の規定に違反して株式の処分をす
ることを」を削る。
（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律
の一部改正に伴う経過措置）
第七十一條 この法律の施行前に可決された更生
計画の条項、認否及び遂行については、なお従
前の例による。
（商法の一部を改正する法律の一部改正）
第七十二條 商法の一部を改正する法律（平成九
年法律第五十六号）の一部を次のように改正す
る。

附則第九條第二項を削る。
附則第十一條第二項中「第二百十條ノ二第四
項及び」を削り、「並びに」を「及び」に、
「ト併セテ」を「ノ数ト併セテ」に、「並ニ」
を「及」に、「ト併セテ発行済株式ノ総数ノ十
分ノ一」を「ノ数ト併セテ発行済株式ノ総数ノ
十分ノ一」に改め、「及び同法第二百十條ノ二
第二項第三号に定める場合における同項の決議
に係る譲り渡すべき株式であつて取締役又は使
用人に譲り渡していないもの」を削る。
（商法の一部を改正する法律の一部改正に伴う
経過措置）
第七十三條 旧商法第二百十條ノ二第二項（商法
等改正法附則第三條第二項の規定によりなおそ
の効力を有するものとされる場合を含む。）の
決議をした株式会社についての前条の規定によ
る改正後の商法の一部を改正する法律附則第十
一條第二項の規定の適用については、同項中「商
法第二百八十八條ノ十九第三項」とあるのは「商
法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法
律第 号）附則第十三條の規定により読み
替へて適用される商法第二百八十八條ノ十九第三
項」と、「及商法の一部を改正する法律」とあ
るのは「並ニ商法の一部を改正する法律」と、
「第八條第一項中」とあるのは「第八條第一項

中「同条第三項」とあるのは「商法等の一部を
改正する等の法律（平成十三年法律第 号）
附則第十三條の規定により読み替へて適用され
る商法第二百八十八條ノ十九第三項」と、
「及び商法」とあるのは「並びに商法」と、「の
数と合わせて」とあるのは「及び商法等の一部
を改正する等の法律（平成十三年法律第 号）
を改正する等の法律（平成十三年法律第 号）
第一条の規定による改正前の商法第二百十
條ノ二（商法等の一部を改正する等の法律附則
第三條第二項の規定によりなおその効力を有す
るものとされる場合を含む。）第二項第三号に
定める場合における同項の決議に係る譲り渡す
べき株式であつて取締役又は使用人に譲り渡し
ていないもの」とする。
2 この法律の施行前に招集の手続が開始された
直前決算期に関する定時総会においてこの法律
の施行後にする自己の株式の買受けに関する決
議については、前条の規定による改正前の商法
の一部を改正する法律附則第十一條第二項の規
定は、なおその効力を有する。この場合におい
て、同項中「における商法第二百十條ノ二第四
項及び第二百八十八條ノ十九第三項」とあるのは
「における商法等の一部を改正する等の法律（平
成十三年法律第 号）附則第三條第二項の
規定によりなおその効力を有するものとされる
旧商法（商法等の一部を改正する等の法律附則
第二條に規定する旧商法をいう。以下同じ。）
第二百十條ノ二第四項及び商法第二百八十八條ノ
十九第三項」と、「前条の規定による改正後の
通信・放送開法第八條第一項並びに」とある
のは「商法等の一部を改正する等の法律の施行
に伴う関係法律の整備に関する法律（平成十三
年法律第 号）第六十一條の規定によりな
おその効力を有するものとされる同法第六十條
の規定による改正前の特定通信・放送開法事業
実施円滑化法（以下「旧通信・放送開法」とい
う。）第八條第一項並びに」と、「商法第二百
十條ノ二第四項及び第二百八十八條ノ十九第三
項中」とあるのは「旧商法第二百十條ノ二第四

及び商法第二百八十八條ノ十九第三項中」と、
「前条の規定による改正後の通信・放送開法
第八條第一項中」とあるのは「旧通信・放送開
法第八條第一項中」と、「同法第二百十條ノ
二第二項第三号」とあるのは「商法等の一部を
改正する等の法律（平成十三年法律第 号）
第一条の規定による改正前の商法第二百十條ノ
二（商法等の一部を改正する等の法律附則第三
條第二項の規定によりなおその効力を有するも
の」とされる場合を含む。）第二項第三号に
定める場合における同項の決議に係る譲り渡す
べき株式であつて取締役又は使用人に譲り渡し
ていないもの」とする。
（銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合
併手続の特例等に関する法律の一部改正）
第七十四條 銀行持株会社の創設のための銀行等
に係る合併手続の特例等に関する法律（平成九
年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正
する。
第四條第二号中「額面無額面の別、」を削る。
第七條第二項及び第四項中「第四百十六條第
三項において準用する同法」を削る。
第八條第一項中「第四百十六條第四項」を「第
四百十六條第三項」に改める。
（土地の再評価に関する法律の一部改正）
第七十五條 土地の再評価に関する法律（平成十
年法律第三十四号）の一部を次のように改正す
る。
第七條の二第二項中「第二百十條ノ二第三項」
を「第二百十條第三項」に、「第二百十條ノ四
第一項及び第二項の純資産額、同法第二百十二
條ノ二第三項に規定する株式の取得価額の総額
の限度額、同法第五項及び第六項」を「第二百
十條ノ二第一項及び第二項並びに第二百十一條
ノ三第三項」に、「同条第四項」を「並びに
同条第四項」に改め、「並びに株式の消却の手
続に関する商法の特例に関する法律（平成九年
法律第五十五号。以下「株式消却特例法」とい
う。）第三條第五項に規定する株式の取得価額
の総額の限度額及び株式消却特例法第三條の二
第六項の純資産額」を削る。
第八條の二第二項中「株式消却特例法第二條

第五号に規定する公開会社」を「証券取引法第二号第十四項に規定する証券取引所に上場されている株式の発行者である会社又は同条第十一項に規定する証券業協会に備える同法第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録簿に登録されている株式の発行者である会社」に改め、同条第三項中「株式消却特例法第三号の二第二項」を「商法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第 号）附則第二十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第四条の規定による廃止前の株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律（平成九年法律第五十五号。以下「旧株式消却特例法」という。）第三号の二第二項」に、「第二百一十条ノ二第五項から第七項まで」を「第二百一十条ノ二」に、「株式消却特例法第三号の二第三項」を「旧株式消却特例法第三号の二第三項」に、「株式消却特例法第六号第一項」を「旧株式消却特例法第六号第一項」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 第一項の規定による株式の買受けについては、証券取引法第二十四条の六第一項中「規定による定時総会の決議」とあるのは「規定による定時総会の決議又は土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）第八条の二第一項に規定する取締役会の決議」と、同法第二十七条の二第二項第一号中「商法第二百一十条第一項の規定による買付け（同条第二項第二号に掲げる事項につき決議を受けたものを除く。）」とあるのは「商法第二百一十条第一項の規定による買付け（同条第二項第二号に掲げる事項につき決議を受けたものを除く。）」又は土地の再評価に関する法律第八号の二第一項の規定による買付け」と、同法第六十六号第二項第一号中「第二百一十条ノ三」とあるのは「第二百一十条ノ三若しくは土地の再評価に関する法律第八号の二」と、同条第六号第四号の二中「第二百一十条ノ三の規定」とあるのは「第二百一十条

ノ三若しくは土地の再評価に関する法律第八号の二の規定」と、「同法第二百一十条ノ三第一項に規定する取締役会の決議（同条第二項に規定する事項に係るものに限る。）」とあるのは「同法第二百一十条ノ三第一項に規定する取締役会の決議（同条第二項に規定する事項に係るものに限る。）」若しくは土地の再評価に関する法律第八号の二第一項に規定する取締役会の決議（同条第三項において準用する商法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第 号）附則第二十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第四条の規定による廃止前の株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律（平成九年法律第五十五号）第三号の二第二項に規定する事項に係るものに限る。）」と読み替えて、これらの規定を適用する。

第八号の二第六項中「若しくは株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律（平成九年法律第五十五号）第三号第一項」及び「株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律（平成九年法律第五十五号）第三号第一項」を「同法第二百一十条第一項」に改める。

（土地の再評価に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第七十六号 施行日を含む営業年度内に土地の再評価に関する法律第八号の二第二項の規定により株式を買取付けた場合における同条第三項の規定の適用については、「読み替える」とあるのは、「商法第二百一十条ノ二第二項中「純資産額」とあるのは「純資産額ニ其ノ有スル自己ノ株式ニ付会計帳簿ニ記載シタル額ノ総額ヲ加ヘタル額」と、「同項ノ合計額」とあるのは「同項ノ合計額ニ商法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第 号）附則第三号第六項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル前項ニ規定スル規定又ハ同法第一条ノ規定ニ依リ改正前ノ商法第二百一十条ノ二第一項、第二百一十条ノ三第一項本文若ハ第二百一十条ノ二第一項ノ規定若ハ商

法等の一部を改正する等の法律第四条ノ規定ニ依リ廃止前ノ株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律（平成九年法律第五十五号）第三号第一項ノ規定ニ依リ取得シテ有スル株式ニ付会計帳簿ニ記載シタル額ヲ加ヘタル額ヨリ其ノ株式ノ時価ノ合計額ヲ控除シタル額」と、「総額ヨリ其ノ株式ノ時価ニ処分シタル株式ノ価額ノ総額ヲ控除シタル残額」とあるのは「総額」と、「残額ニ付」とあるのは「本項本文ニ規定スル場合ニ当ル虞」と読み替える」とする。

第七十七号 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。
第十八号第四項中「第六十六号第四項」を「第六十六号第三項」に改める。

第三十六号中「株式引受人」の下に「質権者又ハ質権主」を、「特定出資引受人」の下に「又ハ質権者」を加える。

第三十七号第三項中「第二百一十条第二項（発行価額）及び」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 優先出資の発行価額は、額面金額を下回ってはならない。

第四十三号第一項第三号中「第二百一十条ノ八ノ二第二項」を「第二百一十条ノ六第一項」に改める。

第四十四号第二項中「株式引受人」の下に「質権者又ハ質権主」を、「優先出資引受人」の下に「又ハ質権者」を加える。

第四十八号の二の見出し中「商法」を「商法等」に改め、同条中「同法第三百七十七号第二項（株式併合の効力の発生）」を「第百十八号の十第二項」に、「同法第二百一十五号第一項」を「商法第二百一十五号第一項」に、「並ニ前条第二項」を「及前条第三項」に改める。

第四十八号の四の次に次の三条を加える。
（単位未満優先出資証券）
第四十八号の四の二 単位未満優先出資原簿に

記載されている単位未満優先出資社員は、特定目的会社に対し、単位未満優先出資証券の発行を請求することができる。ただし、特定目的会社は、資産流動化計画で、単位未満優先出資証券を発行しないことを定めることができる。

2 単位未満優先出資証券は無記名式とする。

3 単位未満優先出資証券には、次に掲げる事項及びその番号を記載し、取締役がこれに署名しなければならない。

一 第四十五号各号に掲げる事項
二 単位未満優先出資の優先出資一口に対する割合

三 単位未満優先出資証券の発行の年月日
四 単位未満優先出資証券を発行したときは、単位未満優先出資原簿には、その種類、優先出資一口に対する割合、番号及び発行の年月日を記載しなければならない。

5 商法第二百五条（株式の譲渡方法及び株式占有者の資格）、第二百二十九条（株券の即時取得）及び第二百三十条（除権判決による再発行）の規定は、単位未満優先出資証券について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（単位未満優先出資証券を有する者の権利行使等）
第四十八号の四の三 単位未満優先出資証券を有する者は、単位未満優先出資証券を特定目的会社へ供託しなければ、単位未満優先出資社員の権利を行使することができない。

2 単位未満優先出資証券を有する者は、併せて優先出資一口となる単位未満優先出資証券を特定目的会社へ提出したときに、優先出資社員となる。

3 商法第二百一十条ノ五第二項及び第三項（端株主が株主となる時期）の規定は、前項の規定により優先出資社員となる優先出資社員について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(少数社員権の算定等)についての単位未満優先出資不算入)

第四十八条の四の四 発行済優先出資の総口数の百分の一、百分の三又は十分の一以上に当たる優先出資を有する優先出資社員の権利の行使については、単位未満優先出資の合計数に相当する優先出資の口数は、発行済優先出資の総口数に算入しない。

第四十八条の五中「単位未満優先出資原簿について」の下に、「同法第二百二十条ノ四(権利を行使することができる端株主の決定)の規定は単位未満優先出資社員について、同法第二百二十条ノ五(端株主が株主となる時期)の規定は単位未満優先出資原簿に記載のある単位未満優先出資社員について、同法第二百二十条ノ六(端株の買取請求)の規定は単位未満優先出資について」を加え、「同法第二百二十条ノ三(端株券)の規定は単位未満優先出資証券について、同法第二百二十条ノ七及び第二百二十条ノ八(権利を行使することができる端株主の決定、端株主が株主となる時期)の規定は単位未満優先出資社員について、同法第二百二十条ノ八ノ二及び第二百二十条ノ九前段(端株券の不発行・端株の買取請求、少数株主権の算定等)の規定は端株主権の算定等について」を削り、「第二百二十条ノ三第三項第一号中「第二百二十五条第一号、第二号、第四号及第六号乃至第八号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十五条各号」と、同法第二百三十条ノ八ノ二第一項中「定款」とあるのは「資産流動化計画」と、同条第五項を「第二百二十条ノ六第一項中「端株主」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十八条の四の二第一項但書ノ規定ニ依ル定アル場合ニ於テハ単位未満優先出資社員」と、同条第四項に改める。

第四十九条の見出し中「準用」を「準用等」に改め、同条中「第二百十四条から第二百十七

条まで(株式の併合)を「第二百十四条第一項前段及び第三項(株式併合の決議)、第二百五十五条(株式併合の手続)、第二百六条(新株券の交付)、第二百一十条第一項、第二項及び第四項(一株に満たない端数に関する処理)に、第二百一十条第一項中「純資産額」とあるのは「純資産額ヨリ特定資本ノ額ヲ控除シタル額」と、「発行済株式ノ総数」とあるのは「発行済優先出資ノ総口数」と、「第三百四十三条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二百一十条第二項」と、同条第二項を「第二百一十条第一項前段中「会社ハ第三百四十三条」とあるのは「最終ノ貸借対照表ニ依リ会社ニ現存スル純資産額ヨリ特定資本ノ額ヲ控除シタル額ヲ発行済優先出資ノ総口数ヲ以テ除シタル額ガ五万円ニ満たザルトキハ会社ハ其ノ額ヲ五万円以上トスル為資産の流動化に関する法律第二百一十条第二項」と、同条第三項に、「第二百一十七條第一項中「第二百三十条ノ二第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十八条の三」を「第二百二十条第一項中「端株原簿」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十八条の三ノ規定ニ依リ単位未満優先出資原簿」と、同条第二項中「売却シ又ハ買受ケ」とあるのは「売却シ」に改め、同条に次の二項を加える。

2 単位未満優先出資証券につき前項において準用する商法第二百一十五條第一項の規定による提出がないときは、その単位未満優先出資の部分につき新たに発行した優先出資を競売し、かつ、その単位未満優先出資に應じてその代金を従前の単位未満優先出資社員に交付しなければならない。

3 商法第二百二十条第二項及び第四項(一株に満たない端数に関する処理)の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「売却シ又ハ買受ケ」とあるのは「売却シ」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第七十八條及び第八十四條第一項中「株主」

とあるのは「社員」と、「株式ノ数」とあるのは「議決権ノ数」と、「発行済株式ノ総数」を「株主ノ有スベキ議決権」とあるのは「社員ノ有スベキ議決権ノ数」と、「総株主ノ議決権」に改める。

第七十八條の十の見出しを「(商法等の準用等)」に改め、同条中「商法第三百七十七條(株式の併合)を「第四十九條第二項及び第三項、商法第二百一十條第三項(株券提出の省略)、第二百一十五條(株式併合の手続)、第二百一十六條(新株券の交付)並びに第二百二十條第一項、第二項及び第四項(一株に満たない端数に関する処理)に、第三百七十七條において準用する同法第二百一十四條第二項中「前項」を「第二百一十四條第三項中「第一項」に、第三百七十七條において準用する同法第二百一十七條第一項中「第二百三十條ノ二第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十八條の三」を「第二百二十條第一項中「端株原簿」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十八條の三ノ規定ニ依リ単位未満優先出資原簿」と、同条第二項中「売却シ又ハ買受ケ」とあるのは「売却シ」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項において準用する商法第二百一十五條第一項の期間満了の時に第二百一十八條の八第二項において準用する商法第三百七十六條第二項において準用する同法第一百條又は前条第三項において準用する商法第一百條の手続が未だ終了していないときは、その終了の時において優先出資の併合の効力を生じる。

第二百二十四條中「社員」を「社員」と、「発スル」とあるのは「発シ且単位未満優先出資証券ヲ発行シタル場合ニ於テハ之ヲ公告スル」に改める。

第二百三十一條第二項中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「二当ル株式」を削る。

第二百七十五條第二項中「又ハ質権者」を「質権者又ハ端株主」に改める。

第二百十條第四項中「額面無額面ノ別」を削る。

(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正)

第七十八條 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部を次のように改正する。

第十八條第四項中「第六十六條第四項」を「第六十六條第三項」に改める。

第三十六條中「株式引受人」の下に「質権者又ハ端株主」を、「特定出資引受人」の下に「又ハ質権者」を加える。

第四十四條第二項中「株式引受人」の下に「質権者又ハ端株主」を、「優先出資引受人」の下に「又ハ質権者」を加える。

第四十九條中「及端株券」を削る。

第七十八條及び第八十四條第一項中「株主」とあるのは「社員」と、「株式ノ数」とあるのは「議決権ノ数」と、「発行済株式ノ総数」を「株主ノ有スベキ議決権」とあるのは「社員ノ有スベキ議決権ノ数」と、「総株主ノ議決権」に改める。

第六十六條第二項中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「読み替えるものとする」を「自己又ハ其ノ子会社」とあるのは「自己」と読み替えるものとする」に改める。

第二百二十條中「及端株券」を削り、「並ニ前条第二項」を「及前条第三項」に改める。

第二百二十四條中「社員」を「社員」と、「発スル」とあるのは「発シ且単位未満優先出資証券ヲ発行シタル場合ニ於テハ之ヲ公告スル」に改める。

第二百三十一條第二項中「発行済株式ノ総数」

（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正）

第十一條第一項中「第二百八十九條ノ十五」の下に「〔同法第二百三十一條第三項において準用する場合を含む。〕」を、「第二百八十九條」の下に「〔同法第二百八十九條第三項、〕」を加える。

第三十九条第二項中「端株券を含む。以下同じ。」を削る。

第八十条 新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十條中「第二百十條ノ二第二項第三号に規

定する契約に基づき譲渡するために自己の株式
を買い受ける場合及び同法」を削り、「同法第
二百十条ノ二第四項及び第二百八十条ノ十九第
三項の規定」を「同条第三項の規定」に、「同
法第二百十条ノ二第四項及び第二百八十条ノ十
九第三項中」を「同項中」に改める。

第十一條の五第一項中「第二百十條ノ二第二項第三号に規定する契約に基づき譲渡するため自己の株式を買受ける場合及び同法」を削り、「同法第二百十條ノ二第四項及び第二百八十條ノ十九第三項の規定」を「同条第三項の規定」に、「同法第二百十條ノ二第四項及び第二百八十條ノ十九第三項中」を「同項中」に改め同条第二項中「第二百十條ノ二第四項」を削り、「第二百八十條ノ六」の下に「(同法第二百一十一條第三項において準用する場合を含む。)」を加え、「同法第二百十條ノ二第四項中」「第二百八十條ノ十九第二項」とあるのは「新事業創出促進法第十一條の五第二項ノ規定ニ依

（新事業創出促進法の一部改正に伴う経過措置）
第八十一条 この法律の施行前に招集の手続が開

始された直前決算期に関する定時総会において
 この法律の施行後にする自己の株式の買受けに
 関する決議については、前条の規定による改正
 前の新事業創出促進法第十条並びに第十一条の
 第五第一項、第二項及び第四項の規定は、なおそ
 の効力を有する。この場合において、同法第十
 条中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第
 二百十條ノ二第二項第三号」とあるのは「商法
 等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律
 第 号）附則第三条第二項の規定によりな

おその効力を有するものとされる旧商法（商法等の一部を改正する等の法律附則第二条に規定する旧商法をいう。以下同じ。）第二百十條ノ第二項第三号」と、「同法第二百八十條ノ第十九第一項」とあるのは「商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十條ノ十九第一項」と、「同法第二百十條ノ十九第三項」とあるのは「旧商法第二百十條ノ第二項及び商法第二百八十條ノ十九第三項」と、同法第十一条の五第一項中「商法第二百十條ノ第二項第三号」とあるのは「旧商法第二百十條ノ第二項第三号」と、「同法第二百八十條ノ十九第一項」とあるのは「商法第二百八十條ノ十九第一項」と、「同法第二百十條ノ第二項第四項及び商法第二百八十條ノ十九第三項」とあるのは「旧商法第二百十條ノ第二項第四項及び商法第二百八十條ノ十九第三項」と、同条第二項中「第二百八十條第二項、第二百十條ノ第二項、第二百八十條ノ六」とあるのは「及び第二百八十條第二項、旧商法第二百十條ノ第二項、第二百十條ノ六」と、「同法第二百十條ノ第二項」とあるのは「旧商法第二百十條ノ第二項」と、「同法第二百八十條ノ

（租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第八十二条 租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）の一部を次のように改正する。

附則第五條第四項中「施行日から平成十五年三月三十一日までの間に、」を「施行日から商法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第 号）附則第二十四条第一項に規定する株式会社と同項に規定する次期決算期に関する定時総会の終結の時までの間に、当該株式会社の同法による廃止前の」に改める。

附則第十五條第二項中「第三十七條の十の」との下に、「〔第二百三十条ノ八ノ第二項又は商法等の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十四号）附則第十九条第一項の規定に基づいて行うこれらの規定に規定する端株又は単位未滿株式〕とあるのは「〔第二百二十条ノ六第一項（同法第二百二十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づいて行う同法第二百二十条ノ六第一項又は第二百二十一条第六項に規定する端株又は一単元の株式の數に滿たざる數の株式〕と」を加える。

(租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八十三条 個人が、平成十五年三月三十一日までに、商法等改正法附則第八条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同項に規定する株式会社の端株券に係る前条の規定による改正前の租税特別措置法及び阪神・淡路大

個人が、商法等改正法附則第九条第六項の規定によりなお従前の例によるものとされた同項

に規定する単位未満株式に係る買取りの請求に基づいて施行日以後に行う旧平成十一年租税特別措置法等改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えられた同項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧平成十一年租税特別措置法等改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第三十七条の十一第一項第三号に規定する単位未満株式の同号に掲げる譲渡については、なお従前の例による。

（政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律の一部改正）

第八十四条 政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「端株券を含む。」を削る。

(政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八十五条 商法等改正法附則第八條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合又は同条第三項の規定により端株券が無効とされるまでの間における端株券の取得及び譲渡については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(国家公務員倫理法の一部改正)
第八十六条 国家公務員倫理法(平成十一年法律
第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「（端株券を含む。）」を削る。
（国家公務員倫理法の一部改正に伴う経過措置）

第八十七條 前条の規定による改正後の国家公務員倫理法の規定は、平成十七年三月一日以後に提出される株取引等報告書について適用し、同日前に提出される株取引等報告書については、なお従前の例による。

（自衛隊員倫理法の一部改正）

第八十八條 自衛隊員倫理法（平成十一年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「（端株券を含む。）」を削る。

（自衛隊員倫理法の一部改正に伴う経過措置）

第八十九條 前条の規定による改正後の自衛隊員倫理法の規定は、平成十七年三月一日以後に提出される株取引等報告書について適用し、同日前に提出される株取引等報告書については、なお従前の例による。

（産業活力再生特別措置法の一部改正）

第九十條 産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第九條の見出し中「自己株式の取得及び」を削り、同条第一項中「第二百十條ノ二、第二百十一條」を削り、「第二百十條ノ六」の下に「（同法第二百十一條第三項において準用する場合を含む。）」を加え、「同法第二百十條ノ二第一項、第二項、第四項及び第十一項並びに第二百十一條中「取締役又ハ使用人」とあるのは「取締役、使用人又ハ産業活力再生特別措置法第九條第一項ニ定ムル特定関係事業者ノ取締役若ハ使用人」とを削り、「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、同条第三項中「第二百十條ノ二第二項第三号に規定する契約に基づき譲渡するために自己の株式を買受ける場合及び同法」を削り、「同法第二百十條ノ二第四項及び第二百十條ノ十九第三項の規定」を「同条第三項の規定」に、「同法第二百十條ノ二第四項及び第二百十條ノ十九第三項中」を「同項中」に改める。

（産業活力再生特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第九十一條 認定事業者（産業活力再生特別措置法第四條第一項に規定する認定事業者をいう。）である会社が認定事業再構築計画（同条第二項に規定する認定事業再構築計画をいう。）に従つてその特定関係事業者（同法第三條第五項に規定する特定関係事業者をいう。）とともに事業再構築（同法第二條第二項に規定する事業再構築をいう。）のための措置を行う場合における商法等改正法附則第十三條の規定の適用については、同条中「取締役又ハ使用人」とあるのは、

「取締役、使用人又ハ産業活力再生特別措置法第九條第一項ニ定ムル特定関係事業者ノ取締役若ハ使用人」とする。

2 この法律の施行前に招集の手続が開始された直前決算期に関する定時総会においてこの法律の施行後にする自己の株式の買受けに関する決議については、前条の規定による改正前の産業活力再生特別措置法第九條第一項及び第三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「第二百十條ノ二、第二百十一條、第二百十八條ノ六」とあるのは「商法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第三十一号）附則第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧商法（商法等の一部を改正する等の法律附則第二條に規定する旧商法をいう。以下同じ。）第二百十條ノ二並びに商法第二百十八條ノ六」と、「同法第二百十條ノ二第一項、第二項、第四項及び第十一項並びに第二百十一條」とあるのは「旧商法第二百十條ノ二第一項、第二項、第四項及び第十一項」と、「同法第二百十八條ノ六第五号」とあるのは「商法第二百十八條ノ六第五号」と、同条第三項中「商法第二百十條ノ二第二項第三号」とあるのは「旧商法第二百十條ノ二第二項第三号」と、「同法第二百十八條ノ十九第一項」とあるのは「商法第二百十八條ノ十九第一項」と、「同法第二百十條ノ二第四項及び第二百十八條ノ十九第三項」とあるのは「旧商法第二百十條ノ二第四項及び第二百十八條ノ十九第三項」とする。

十條ノ十九第三項」とあるのは「旧商法第二百十條ノ二第四項及び商法第二百十八條ノ十九第三項」とする。

（新事業創出促進法の一部を改正する法律の一部改正）

第九十二條 新事業創出促進法の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五條第二項中「第二百十條ノ二第二項第三号に規定する契約に基づき譲渡するために自己の株式を買受ける場合及び同法」を削る。

（民事再生法の一部改正）

第九十三條 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第五條第三項中「発行済株式の総数」を「商法（明治三十二年法律第四十八号）の規定により計算される総株主の議決権」に改め、「に当たる株式」を削り、「資本の過半に当たる出資口数」を「有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）の規定により計算される総株員の議決権の過半数」に改める。

第十二條第三項中「明治三十二年法律第四十八号」を削る。

第一百五十四條第三項中「（おいては、）の下に」を削る。

第六十一條第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 再生計画によつて再生債務者の株式の併合をするときは、その方法を定めなければならない。

第九十三條第二項中「第二百十二條第二項」を「第二百十三條第二項及び第三項」に、「適用せず、同法第二百七十七條第一項において準用する同法第二百七十七條第二項に定めた事件は、再生裁判所が管轄する」を「適用しない」に改め、同条第四項中「又は第三項」を「第三項又は前項」に改め、「資本の減少」の下に「株式の併合」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に

次の二項を加える。

3 第一百五十四條第三項後段の規定により再生計画において株式の併合を定めたときは、認可された再生計画の定めによつて、株式の併合をすることが出来る。

4 前項の場合においては、商法第二百二十條第二項に定めた事件は、再生裁判所が管轄する。

（民事再生法の一部改正に伴う経過措置）

第九十四條 この法律の施行前にされた再生手続開始の申立てに係る再生事件に係る民事再生法第五條第三項に定める事項に関する取扱いについては、前条の規定による改正後の同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に可決された再生計画の条項及び認可等については、なお従前の例による。

（銀行法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十五條 銀行法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三條のうち保険業法第八十六條第五項の改正規定のうち同項第二号中「及び額面株式を発行するときは、一株の金額」を削り、同項第三号中「額面又は無額面の別並びに」を削る。

（中間法人法の一部改正）

第九十六條 中間法人法（平成十三年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第五十一條第三項中「第五号」を削り、「第四百十三條ノ二第一項前段」を「第四百十三條ノ二第一項」に、「第六号」とあるのは「第四号」を「第四百十三條ノ二第六号」とあるのは「第四百十三條ノ二第六号」に、「第四百十三條ノ二第二項前段」を「第四百十三條ノ二第二項」に改める。

（漁業法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十七條 漁業法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち漁業法第十六條第八項第二号ハ

の改正規定のうち同号ハ中「若しくは社員である地元漁民の有する議決権又は株主である地元の漁民の有する株式（議決権のあるものに限る。）の数の合計が議決権又は発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数」を「社員又は株主である地元漁民の有する議決権の合計が総組合員、総社員又は総株主の議決権」に改める。

第一条のうち漁業法第十六条第八項第三号口の改正規定のうち同号ロ中「若しくは社員である第一号の漁業協同組合若しくは前号の法人の有する株式（議決権のあるものに限る。）の数の合計が議決権又は発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数」を「社員又は株主である第一号の漁業協同組合又は前号の法人の有する議決権の合計が総組合員、総社員又は総株主の議決権」に改める。

第一条のうち漁業法第十六条第十三項の改正規定中「若しくは社員」を「社員又は株主」に、「又はその株主のうちこれに該当する者の有する株式（議決権のあるものに限る。）の数の合計が議決権又は発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数」を「の合計が総組合員、総社員又は総株主の議決権」に改める。

第一条のうち漁業法第十七条第八項の改正規定中「若しくは社員」を「社員若しくは株主」に、「若しくはその株主のうち地元地区内に住所を有する者の有する株式（議決権のあるものに限る。）の数の合計が議決権若しくは発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数」を「の合計が総組合員、総社員若しくは総株主の議決権」に改める。

（農業協同組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十八条 農業協同組合法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち第二章の二中第七十三条の次に一節を加える改正規定のうち第七十三条の六第

三項中「第二百七条第一項及び第二項」を「第二百二十条第一項から第三項まで」に改め、同条第四項中「第二項及び第三項」を「及び第二項」に改め、同改正規定のうち第七十三条の八第二項中「第二百八十八条ノ二第六項」を「第二百八十八条ノ二第五項」に改める。

（農林中央金庫法の一部改正）

第九十九条 農林中央金庫法（平成十三年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第十二項中「同条第四項（同法）の下に「第二百一十一条第三項及び」を、「第七十八條（同法）の下に「第二百一十一条第三項、を、「第十二条第二項（同法）の下に「第二十三條ノ二及び」を加える。

第九十五条中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「二当ル株式」を削る。

（旧塩業組合法の一部改正）

第一百条 たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第七十一号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧塩業組合法（昭和二十八年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第七十條中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「二当ル株式」を削る。

（旧真珠養殖等調整暫定措置法の一部改正）

第一百一条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律（平成九年法律第九十六号）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧真珠養殖等調整暫定措置法（昭和四十四年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三條中「発行済株式ノ総数」を「総株主ノ議決権」に改め、「二当ル株式」を削る。

（旧特定新規事業実施円滑化臨時措置法の一部改正）

第一百二条 新事業創出促進法の一部を改正する法律附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧特定新規事業実施円滑

化臨時措置法（平成元年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「第二百十條ノ二第二項第三号に規定する契約に基づき譲渡するために自己の株式を買受ける場合及び同法」を削り、「同法第二百十條ノ二及び第二百八十條ノ十九」を「同法第二百十條ノ二」に、「同法第二百十條ノ二第四項及び第二百八十條ノ十九第三項」を「同法」に改め、同条第二項中「第二百十條ノ二第二項又は」を削る。

（旧特定新規事業実施円滑化臨時措置法の一部改正に伴う経過措置）

第一百三條 この法律の施行前に招集の手続が開始された直前決算期に関する定時総会においてこの法律の施行後にする自己の株式の買受けに関する決議については、前条の規定による改正前の旧特定新規事業実施円滑化臨時措置法第八條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十條ノ二第二項第三号」とあるのは「商法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第 号）附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧商法（商法等の一部を改正する等の法律附則第二条に規定する旧商法をいう。以下同じ。）第二百十條ノ二第二項第三号」と、「同法第二百八十條ノ十九第一項」とあるのは「商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十條ノ十九第一項」と、「同法第二百八十條ノ十九第二項及び第二百八十條ノ十九第三項」とあるのは「旧商法第二百十條ノ二第四項及び商法第二百八十條ノ十九第三項」と、同条第二項中「商法第二百十條ノ二第二項又は第二百八十條ノ二第二項又は商法第二百八十條ノ十九第二項」とする。

（罰則に関する経過措置）

第一百四條 この法律の施行前にした行為及びこの法律においてなお従前の例によることとされる

場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第一百五條 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則

この法律は、商法等改正法の施行の日から施行する。